

# 基礎データの説明

## EXPLANATION OF TERMS

この基礎データの説明は、各統計調査の調査概要や社会・人口統計体系「基礎データ項目定義」等に基づいて整理した。

また、整理順は原則分類項目の順としたが、複数の分類に関する項目の場合は、便宜上いずれか一方の分類項目として掲載している。

なお、説明の中で引用している法令等は原則として調査時点のものであることに注意されたい。

## A 人口・世帯

### 1 人口の規模・構造

人口総数  
 日本人人口  
 外国人人口  
 住民基本台帳人口（総数）  
 年齢3区分人口  
 高齢人口  
 配偶関係別人口  
   未婚人口  
   有配偶人口  
 死別人口  
 離別人口  
 人口集中地区人口・面積

**資料源** 総務省統計局「国勢調査結果」，「人口推計」，同省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口，人口動態及び世帯数調査結果」

**調査概要** 「国勢調査」は，本邦内に常住する全ての人を対象として，5年ごとに行われる人口調査で，年齢，男女の別，配偶関係，国籍，労働力状態，従業上の地位，産業，職業，世帯の種類，住宅，従業地・通学地などについて調査するものである。

「人口推計」は，国勢調査による人口を基礎とし，その後の出生児・死亡者数，出入国者数などを加減し，毎年（国勢調査実施年を除く。）10月1日現在の全国の人口，年齢別（男女別）人口及び都道府県別年齢5歳階級別人口を推計したものである。

なお，全国の年齢5歳階級別（男女別）人口については，毎月（1日現在）推計している。

本書に掲載したデータは，平成12年，17年及び22年の国勢調査の結果を用いており，国勢調査年以外の年は，人口推計の結果を用いている。

「住民基本台帳に基づく人口，人口動態及び

世帯数調査」は，住民基本台帳に記録された年度末現在の市区町村別人口及び世帯数並びに年度間の市区町村別人口動態（住民票記載数及び消除数）を収録したものである。

### 1.1 人口総数

国勢調査でいう人口総数は，本邦内（歯舞群島，色丹島，国後島，択捉島及び竹島（島根県）を除く。）に常住している者としている。常住している者とは，当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか，又は住むことになっている者をいい，3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は，調査時現在居た場所に常住している者とみなしている。

ただし，次の者については，それぞれ次に述べる場所に常住している者とみなしてその場所で調査している。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校，同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に在学している者で，通学のために寄宿舎，下宿，その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者……その宿泊している施設
- (2) 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院又は入所している者……その病院又は療養所
- (3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者
  - a 陸上に生活の本拠を有する者……その住所
  - b 陸上に生活の本拠の無い者……その船舶
 なお，bの場合は，日本の船舶のみを対象とし，調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか，調査時前に本邦の港を出港し，途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査している。
- (4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者……その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については，その基地隊本部）の所在する場所
- (5) 刑務所，少年刑務所又は拘留所に収容されてい

る者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者……その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としているが、次の者は調査から除外している。

- ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

人口推計でいう人口総数は、直前に実施された国勢調査の日本人及び外国人を含む総人口を基とし、その後の人口変動を加減して算出したものであり、計算式は次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{当年10月1日人口} &= \text{前年10月1日人口} \\ &+ \text{前年10月～当年9月の自然動態} \\ &+ \text{前年10月～当年9月の社会動態} \\ &+ \text{前年10月～当年9月の国籍異動} \end{aligned}$$

自然動態（出生児数－死亡者数）は、厚生労働省「人口動態統計月報（概数）」を用いている。

社会動態（入国者数－出国者数）は、法務省「出入国管理統計」を用い、都道府県別人口を算出する場合は、更に次の式を加える。

$$+ \text{都道府県間転入者数} - \text{都道府県間転出者数}$$

都道府県間転出入者数は総務省「住民基本台帳人口移動報告」を用いている。

国籍異動（日本国籍取得者数－日本国籍喪失者数）は、法務省資料及び官報を用いている。

## 1.2 日本人人口

国勢調査及び人口推計による人口のうち、国籍が日本である者をいう。

## 1.3 外国人人口

国勢調査の人口総数のうち、外国国籍を有する者をいう。平成22年国勢調査では、次のとおり区分している。

韓国, 朝鮮	イギリス
中国	アメリカ
フィリピン	ブラジル

タイ	ペルー
インドネシア	その他
ベトナム	

## 1.4 住民基本台帳人口（総数）

住民基本台帳人口（総数）とは、日本国民で国内の市区町村に住所を定めている者として1月1日現在、当該市区町村の住民基本台帳に記載されている者の数である。

平成24年7月からは日本の国籍を有しない外国人について適用を除外していた住民基本台帳法が改正され、外国人住民についても適用対象に加えられることとなった。

## 1.5 年齢3区分人口

国勢調査でいう年齢は、当該年9月30日現在における満年齢である。

なお、当該年10月1日午前零時に生まれた人は0歳とした。

国勢調査及び人口推計の年齢3区分は、次のとおりである。

- ① 年少人口（15歳未満人口）
- ② 生産年齢人口（15歳～64歳人口）
- ③ 老年人口（65歳以上人口）

なお、年少人口と老年人口の合計を従属人口という。

## 1.6 老齢人口

本書では、国勢調査及び人口推計による年齢70歳以上人口を老齢人口として掲載している。

## 1.7 配偶関係別人口

国勢調査における配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のように区分している。例えば、「有配偶」には内縁関係にある者も含まれる。

- 未婚……まだ結婚したことのない人
- 有配偶……妻又は夫のある人
- 死別……妻又は夫と死別して独身の人
- 離別……妻又は夫と離別して独身の人

本書では、これらの配偶関係別人口を次に示す年齢階級別に掲載している。

- 未婚……20歳から49歳までを5歳階級別

有配偶……20歳から39歳までを5歳階級別  
 死 別……60歳以上  
 離 別……40歳から59歳までを10歳階級別

## 1.8 人口集中地区人口・面積

人口集中地区とは、次の基準に該当する地域をいい、この地域に常住する人口総数を人口集中地区人口、この地域の面積を人口集中地区面積という。

- (1) 国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1 km<sup>2</sup>当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が5,000人以上を有すること。

## 2 人口の自然増減

出生数  
 死亡数  
 合計特殊出生率  
 年齢調整死亡率

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計結果」, 「都道府県別年齢調整死亡率」

**調査概要** 「人口動態統計」は、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により、市区町村へ届出があった、年間の出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の全数を対象として集計している。

「都道府県別年齢調整死亡率」は、年齢構成の異なる地域間で、死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整し、算出した死亡率である。

### 2.1 出生数及び死亡数

我が国において発生した日本人の出生・死亡についての数値である。したがって、日本人の外国におけるもの及び外国人の日本におけるものの数は含まれていない。

出生については14日以内、死亡については7日以内に市区町村長に届け出るよう決められているが、何らかの理由で、調査該当年の翌年の1月14日を過ぎてから届け出られたものについては含まれていない。

都道府県別は、それぞれの届出に記載された住所地

(出生の場合、住民登録をする住所) による区分である。死亡時に住所不明のものは、都道府県別の数値には含まれていない。

### 2.2 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値である。

$$\text{合計特殊出生率} = \left[ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right]_{15歳から49歳までの合計}$$

これは、年齢構造の影響を除いた出生率の水準を示す指標であり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子供の数に相当する。

### 2.3 年齢調整死亡率

年齢調整死亡率は、当該年の人口動態統計死亡数を当該年の国勢調査人口で除した年齢階級別粗死亡率及び基準人口（昭和60年の国勢調査人口を基に補正した人口）を用いて、次式で求められる。

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{(\text{年齢5歳階級別粗死亡率} \times \text{基準人口の当該年齢階級の人口}) \text{の各年齢階級の総和}}{\text{基準人口の総数}}$$

## 3 人口の社会移動

転入者数  
 転出者数

**資料源** 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告年報」

**調査概要** 住民基本台帳法第22条の規定による届出及び同法第8条の規定により職権で住民票に記載された転入者について集計したものである。

ただし、同一の市区町村内で住所を変更した者は含まれない。

なお、日本の国籍を有しないものは含まれない。

### 3.1 転入者数

当該都道府県の区域内に、他の都道府県から住所を移した者の年間の数値であり、従前の住所地（都道府県）が国外の者は含まれない。

### 3.2 転出者数

当該都道府県の境界を越えて他の都道府県へ住所を移した者の年間の数値である。

ただし、これは、報告のあった転入者の従前の住所地（都道府県）により総務省統計局で算出した数であって、必ずしも転出証明書の発行を受けた者の数とは一致しない。

国外への転出者は、転出者の数値には含まれない。

## 4 従業地・通学地人口

昼間人口  
流入人口  
流出人口

資料源 総務省統計局「国勢調査結果」

調査概要 Aの1（442ページ）を参照

### 4.1 昼間人口

国勢調査の従業地・通学地集計の結果を用いて、次のようにして計算された人口である。

A市の昼間人口

= A市の常住人口

$$\begin{aligned}
 & - \left[ \begin{array}{l} \text{(A市に常住する就業者のうち従業先がA市} \\ \text{外にある者)} + \text{(A市に常住する通学者のう} \\ \text{ち通学先がA市外にある者)} \end{array} \right] \\
 & + \left[ \begin{array}{l} \text{(A市外に常住する就業者のうち従業先がA} \\ \text{市にある者)} + \text{(A市外に常住する通学者の} \\ \text{うち通学先がA市にある者)} \end{array} \right]
 \end{aligned}$$

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間通勤、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については考慮していない。

なお、平成17年までは、年齢不詳を除いている。

### 4.2 流入人口

国勢調査の従業地・通学地による人口のうち、その常住地が他県の市区町村にある人口をいう。

### 4.3 流出人口

国勢調査の従業地・通学地による人口のうち、従業・

通学先が常住地と異なる県にある人口をいう。

## 5 世帯数・一般世帯人員、家族構成

世帯

総世帯

一般世帯

一般世帯人員

家族構成

核家族世帯

共働き世帯

単独世帯

65歳以上の世帯員のいる世帯

高齢夫婦世帯

高齢単身世帯

母子世帯

父子世帯

資料源 総務省統計局「国勢調査結果」

調査概要 Aの1（442ページ）を参照

### 5.1 世帯

総世帯

一般世帯と施設等の世帯を合わせた世帯である。

一般世帯

(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

### 5.2 一般世帯人員

一般世帯を構成する全ての者の数である。したがって、世帯主と親族関係のある世帯員のほか、非親族（住み込みの家事手伝いなど）の者も含まれる。

### 5.3 家族構成

#### 核家族世帯

一般世帯の親族のみの世帯のうち次の世帯をいう。

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

親族のみの世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯である。

なお、平成17年以前は、その世帯に同居する非家族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合も含まれる。例えば、「夫婦のみの世帯」には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝い人から成る世帯も含まれる。

#### 共働き世帯

「夫婦のいる一般世帯」のうち、「夫、妻ともに就業者の世帯」をいう。

#### 単独世帯

世帯人員が一人の世帯をいう。

#### 65歳以上の世帯員のいる世帯

一般世帯のうち65歳以上の世帯員のいる世帯をいう。

#### 高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組のみの一般世帯をいう。

#### 高齢単身世帯

65歳以上の者一人のみの一般世帯をいう。

#### 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

#### 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

### 6 婚姻・離婚

婚姻件数

離婚件数

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計結果」

**調査概要** Aの2（444ページ）を参照

#### 6.1 婚姻件数及び離婚件数

我が国において各年1月1日から12月31日までの間に市区町村長に届出のあった婚姻又は離婚した日本人についての件数である。ただし、調停、審判、和解、請求の認諾（平成16年3月以前は和解、請求の認諾を除く。）及び判決による離婚は、翌年1月14日までに届け出されたもののうち、調査年の1月1日から12月31日までの間に成立又は確定があったものである。

## B 自然環境

### 1 総面積

**資料源** 国土交通省国土地理院測図部「全国都道府県市区町村別面積調の結果」，総務省統計局「国勢調査結果」

**調査概要** 国土交通省国土地理院発行の地形図（昭和62年までは5万分の1，63年からは2万5千分の1）を基準に，満潮界を境とした陸地面積を測定して得た数値を調査基礎面積とし，その後1年間の市区町村の境界変更，埋立地又は干拓地などによる増減面積を加減して，毎年10月1日現在の都道府県市区町村別の面積を取りまとめたものである。

「全国都道府県市区町村別面積調」は，市区町村の境界に変更があっても調査未了のため変更以前の面積が表示されている場合，また，境界未定のため，その部分の面積が関係市区町村のいずれにも計上されていない場合は，総務省自治行政局発行「全国市町村要覧」に記載されている面積を参考値として掲載している。

平成26年より算出方法が変更された。

「国勢調査」は，Aの1（442ページ）を参照

#### 1.1 総面積

5年ごとに実施される国勢調査の年はその結果を，それ以外の年は全国都道府県市区町村別面積調を用いている。

総面積には，湖沼の面積も含む。ただし，平成20年までは青森県と秋田県にまたがる十和田湖については，当該県の面積に含まれていない。

なお，本書で分母に総面積を用いる場合は，北方地域（歯舞群島，色丹島，国後島及び択捉島）及び竹島（島根県）を除いた地域の面積を使用している。

### 2 林野面積，森林面積

**資料源** 農林水産省大臣官房統計部「世界農林業センサス結果」，「農林業センサス結果」

**調査概要** 「世界農林業センサス」は，我が国の農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握することによって，農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに，国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する世界農林業センサスの趣旨に従い，各国の農林業との比較において我が国の農林業の実態を明らかにするものである。

2005年農林業センサスでは農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため，従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した農山村地域調査を実施したものである。

本書では，年度を基準にデータの掲載を行っているため，センサス実施年の2月1日現在データを前年度データとして掲載している。

#### 2.1 林野面積

森林面積と森林以外の草生地面積の合計である。

これらの面積は，属地主義，すなわち，土地の所在地の属する都道府県別に計上されている。

#### 2.2 森林面積

木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹，あるいは，木竹の集団的な生育に供される土地の面積をいう。国有林野の土地のうち岩石地，崩壊地，湿地，沢敷，林道等は含まれない。

### 3 自然環境保全地域面積

**資料源** 環境省自然環境局「自然環境保全地域各種データ一覧」

#### 3.1 自然環境保全地域面積

環境大臣の指定を受けた地域の面積及び「都道府県自然環境保全地域」として都道府県の指定を受けた地域の面積の合計をいい，自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の地域は含まれない。

## 4 自然公園面積

**資料源** 環境省自然環境局「自然公園の面積」

**調査概要** 毎年度末における自然公園の指定の現況について、取りまとめたものである。

### 4.1 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として区域を定めて指定されるものであり、自然公園法による国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種の総称である。

国立公園……我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地であって、環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き区域を定めて指定し、国が維持管理するものをいう。

国立公園に指定される風景地は、地形、地質、動植物の生育状況等、代表的な資質を備えたものである。

国定公園……国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き区域を定めて指定し、当該都道府県が維持管理するものをいう。

国定公園に指定される風景地は、一般に広く親しまれてきたものや、多数の人々のレクリエーションとして利用にふさわしいようなものである。

都道府県立自然公園……国立公園及び国定公園以外の優れた自然の風景地であり、各都道府県が条例の定めるところにより区域を定めて指定し、当該都道府県が維持管理するものをいう。

本書では、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の面積の合算値を自然公園面積として掲載している。

なお、国立公園面積については、県別面積は再測定値のため、県別面積の合計と全国公園面積とは必ずしも一致しない。

## 5 可住地面積

### 5.1 可住地面積

可住地面積は、総面積（Bの1.1（447ページ）を参照）から林野面積（Bの2.1（447ページ）を参照）と主要湖沼面積を差し引いて算出した。

なお、主要湖沼は、面積1km<sup>2</sup>以上の湖沼で、かつ、人造湖以外の湖沼であり、埋立て、干拓等によって陸地化した区域を差し引いたものである。

## 6 評価総地積（課税対象土地）

田、畑、宅地

**資料源** 総務省自治税務局「固定資産の価格等の概要調書（土地）」

**調査概要** 課税台帳等に登録された課税客体等に関する調べで、毎年1月1日現在の数値である。

### 6.1 評価総地積（課税対象土地）

地方税法第342条に基づき、固定資産税の課税客体とされた土地の面積の合計として、都道府県知事から総務大臣に対し、「固定資産の価格等の概要調書（土地）」によって報告された数値であり、同法第348条の規定によって非課税とされている土地（国・公有地、公用地、公共用地、保安林、墓地、境内地、学校用地等）の面積は含まれていない。したがって、非課税土地を除いた面積の合計である。

なお、この評価総地積は、田、畑、宅地、山林、牧場、原野等の地目に区分されている。

## 7 気象

年平均気温

最高気温（日最高気温の月平均の最高値）

最低気温（日最低気温の月平均の最低値）

年平均相対湿度

日照時間（年間）

降水量（年間）

快晴日数（年間）

降水日数（年間）

雪日数（年間）

**資料源** 気象庁観測部「過去の気象データ」



**調査概要** 全国の気象台等で観測された地上気象観測を取りまとめたものである。

なお、数値は、都道府県庁所在地の気象台等における所定の観測地点のものである。

ただし、東京都は千代田区、埼玉県は熊谷市、滋賀県は彦根市における気象台での観測値である。

雪及び細氷のうち一つ以上の現象が観測された日の年間（前年の8月から当年の7月まで）の日数である。

なお、雪あられ、氷あられ、凍雨、ひょうは含まれていない。

## 7.1 年平均気温

気温は℃単位で小数第1位まで観測し、1日24回の観測値から日平均気温を求め、それから算出した年平均気温を掲載している。

## 7.2 最高気温（日最高気温の月平均の最高値）

### 最低気温（日最低気温の月平均の最低値）

毎日の連続的観測記録のうち、1日の最高気温（最低気温）から、月平均の日最高気温（日最低気温）を求め、それらの月平均気温のうち、年間を通じて最高（最低）の月平均気温を掲載している。

平均気温を示す極値（日最高（日最低）気温）の日界は、24時である。

## 7.3 年平均相対湿度

相対湿度とは、蒸気圧と飽和蒸気圧との比を百分率（%）で表したものである。1日24回の観測値から日平均相対湿度を求め、これから算出された年平均相対湿度を掲載している。

## 7.4 日照時間（年間）

回転式日照計による値であり、直射日光が地表を照射した時間の年間の合計である。

## 7.5 降水量（年間）

転倒ます型雨量計による観測値で年間の総雨量をmm単位で示したものである。

## 7.6 快晴日数（年間）

日平均雲量（10分比）が、1.5未満の日を快晴の日とし、その年間の日数である。

## 7.7 降水日数（年間）

日降水量が1mm以上であった日の年間の日数である。

## 7.8 雪日数（年間）

量に関わりなく、雪、しゅう雪、吹雪、みぞれ、霧

## C 経済基盤

### 1 県民経済計算等

1人当たり県民所得  
 県内総生産額  
 県民所得  
 課税対象所得  
 納税義務者数（所得割）  
 県民総所得（名目）  
 県民総所得（実質）

**資料源** 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「県民経済計算年報」、総務省自治税務局「市町村税課税状況等の調

**調査概要** 県民経済計算の作成は、内閣府経済社会総合研究所が策定した「県民経済計算標準方式」に準拠して、各都道府県及び政令指定都市が独自に行うもので、「県民経済計算年報」は、各都道府県及び政令指定都市の公表結果を同研究所が取りまとめたものである。

県民経済計算は、国における国民経済計算（SNA）と共通する基本的な考えや仕組みに基づき構成されており、都道府県という区域により地域を区分し、経済活動の循環と構造を社会会計方式により、事後的に整理したかたちで記録するものである。

#### 1.1 1人当たり県民所得

県民所得を県の総人口で除したものである。

#### 1.2 県内総生産額

県内にある事業所の生産活動によって生み出された生産物の総額（産出額）から中間投入額を控除したものである。

県民所得が県内居住者を単位とする属人主義によっているのに対し、県内総生産額は、県の区域を単位地域とする属地主義によっている点に相違がある。

#### 1.3 県民所得

生産要素を提供した県市町村内の居住者（個人ばか

りではなく、法人企業、行政機関も含む。）が、県内外での生産活動によって新たに生み出した所得（純生産）をいう。

この定義に従って、県外居住者に帰属する所得は、除いて推計されている。

これらを分配勘定の面からみると、次のような構成になっている。

#### 1 雇用者報酬

- (1) 賃金・俸給
- (2) 雇主の社会負担
  - a. 雇主の現実社会負担
  - b. 雇主の帰属社会負担

#### 2 財産所得（非企業部門）

- a. 受取
- b. 支払
- (1) 一般政府
  - a. 受取
  - b. 支払
- (2) 家計
  - ① 利子
    - a. 受取
    - b. 支払
  - ② 配当（受取）
  - ③ 保険契約者に帰属する財産所得
  - ④ 賃貸料（受取）
- (3) 対家計民間非営利団体
  - a. 受取
  - b. 支払

#### 3 企業所得（法人企業の分配所得受払後）

- (1) 民間法人企業
  - a. 非金融法人企業
  - b. 金融機関
- (2) 公的企業
  - a. 非金融法人企業
  - b. 金融機関
- (3) 個人企業
  - a. 農林水産業

- b. その他の産業（非農林水産・非金融）
- c. 持ち家

#### 4 県民所得（要素費用表示）（1 + 2 + 3）

### 1.4 課税対象所得

各年度の個人の市町村民税の所得割の課税対象となった前年の所得金額（分離課税の対象となる退職所得を除く。）をいい、地方税法第314条の2の各所得控除を行う前のものである。

### 1.5 納税義務者数（所得割）

個人の市町村民税の所得割の納税義務者数であり、税額控除により納税義務の無くなる者及び分離課税の対象となる退職所得に係る所得割の納税義務者数を除いた者をいう。

### 1.6 県民総所得（名目）（実質）

県内総生産（支出側）に県外からの純所得を加えたものである。

#### 1 民間最終消費支出

##### (1) 家計最終消費支出

- a. 食料・非アルコール飲料
- b. アルコール飲料・たばこ
- c. 被服・履物
- d. 住居・電気・ガス・水道
- e. 家具・家庭用機器・家事サービス
- f. 保険・医療
- g. 交通
- h. 通信
- i. 娯楽・レジャー・文化
- j. 教育
- k. 外食・宿泊
- l. その他

##### (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出

#### 2 政府最終消費支出

- (1) 国出先機関
- (2) 都道府県
- (3) 市町村
- (4) 社会保障基金

#### 3 県内総資本形成

##### (1) 総固定資本形成

###### a. 民間

- (a) 住宅
- (b) 企業設備

###### b. 公的

- (a) 住宅
- (b) 企業設備
- (c) 一般政府

##### (2) 在庫品増加

###### a. 民間企業

###### b. 公的（公的企業・一般政府）

#### 4 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合

- (1) 財貨・サービスの移出入（純）
- (2) 統計上の不突合

#### 5 県内総生産（支出側）（1 + 2 + 3 + 4）

（参考）県外からの所得（純）

県民総所得（市場価格）

なお、県民総所得は、その時々々の貨幣価値で計られる名目値と、貨幣価値の変化を除去した実質値の二つを推計している。名目値を実質値に変換するために用いられるのがデフレーターで、SNAでは物価指数を中心とするデフレーター価格系列を採用している。

## 2 事業所数・従業者数

第2次産業

第3次産業

民営事業所

従業者数1～4人

従業者数5～9人

従業者数10～29人

従業者数100～299人以上

従業者数300人以上

**資料源** 総務省統計局「経済センサス-基礎調査結果」、総務省統計局及び経済産業省大臣官房調査統計グループ「経済センサス-活動調査結果」

**調査概要** 経済センサスは、総務省統計局が実施

する「経済センサス-基礎調査」と同省同局及び経済産業省大臣官房調査統計グループが実施する「経済センサス-活動調査」の二つの調査から成り立っている。平成24年「経済センサス-活動調査」の実施に当たっては、従来の「事業所・企業統計調査」, 「サービス業基本調査」を始めとした大規模調査を統合したほか、平成21年商業統計調査, 平成23年工業統計調査の調査事項についても、この調査の中で把握した。

「経済センサス-基礎調査」は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的とした調査である。

農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務に属する事業所を除く全ての事業所及び企業が対象である。

「経済センサス-活動調査」は、産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的とした調査である。実施に当たっては、大規模調査を統合したほか、平成21年商業統計調査, 平成23年工業統計調査の調査事項についても、この調査の中で把握した。

農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務、国及び地方公共団体に属する事業所を除く全ての事業所及び企業が対象である。また、平成24年調査については、東日本大震災の影響のため、一部の地域の数値を除いている。

なお、本書では年度を基準にデータの掲載を行っているため、経済センサス-活動調査の実施年の2月1日現在のデータを、前年度データとして掲載している。

## 2.1 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われている。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている。

一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家など、一区画を占めて事業を行っている場所である。

本書では、産業別事業所数は全事業所を、また、従業者規模別事業所数は民営の事業所のみを、それぞれ掲載している。

産業大分類は、次のように分類される。

なお、大分類項目名及び大分類項目の配列順序は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）による。

第1次産業……農業、林業、漁業

第2次産業……鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業……電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

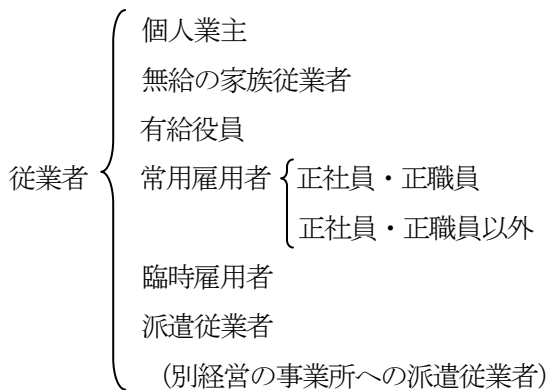
（以下2.2についても同様である。）

## 2.2 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

従業者の種類区分は、次のとおりである。



個人業主……個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

無給の家族従業者……個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

なお、家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、常用雇用者又は臨時雇用者に含める。

有給役員……法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常用雇用者に含める。

常用雇用者……事業所に常時雇用されている人をいう。すなわち、期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は調査期日前2か月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

正社員・正職員……常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

正社員・正職員以外……常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、契約社員、嘱託、パートタイマー、アルバイト

又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

臨時雇用者……1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用される人をいう。

派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）……従業者のうちいわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

なお、通常、就業者（Fの1.1（469ページ）を参照）は常住地によって計上されているのに対し、この従業者数は事業所の所在地によって計上されている。

### 3 農業、水産業の生産額等

農業産出額

農業就業人口（販売農家）

耕地面積

漁業生産額

漁業就業者数

**資料源** 農林水産省大臣官房統計部「生産農業所得統計結果」、「世界農林業センサス結果」、「農林業センサス結果」、「漁業・養殖業生産統計年報」、「漁業センサス結果」、「耕地及び作付面積統計結果」

**調査概要** 「生産農業所得統計」は、主として農林水産省大臣官房統計部において作成している生産量統計を基礎資料として推定された1年間の農業生産量により推計されている。

「世界農林業センサス」は、Bの2（447ページ）を参照

「農業センサス」は、林家及び林家以外の林業事業体を除いた農業に関する事項を調査する国内センサスである。

世界農林業センサスの中間年に当たる年に実施され、調査期日は、2月1日現在である。

なお、本書では年度を基準にデータの掲載を行っているため、センサス実施年の2月1日現

在データを前年度データとして掲載している。

「漁業・養殖業生産統計年報」は、毎年1月1日から12月31日までの1年間の海面漁業、内水面漁業、海面養殖業及び内水面養殖業の生産に関する実態を取りまとめたものである。

平成23年の海面漁業・養殖業の生産量は、東日本大震災の影響によりデータを消失した、岩手県、宮城県及び福島県の一部調査対象を含まない。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた区域において、同事故の影響により出荷制限又は出荷自粛の措置が採られたものについては、生産量に含まない。

「漁業センサス」は、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

「耕地及び作付面積統計」は、農林水産省が行った調査のうち、面積調査の結果を取りまとめたものである。

### 3.1 農業産出額

全国の都道府県を推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計を用いて推計されている。

当該年（1月1日～12月31日）における品目別生産数量に品目別農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めたものの合計額をいう。ただし、中間生産物（他都道府県へ販売したひな、子豚）を含んでいるなどしているため、農業産出額を単純に合計した都道府県計及び全国農業地域の数値には、都道府県間を移動した中間生産物の産出額が重複計上されている。

なお、耕種及び畜産の農業生産によって得られた農産物と、これらを原料とする加工農産物とを区分して、次の方法により算出した。

（算式1）個別農産物の産出額 = 個別農産物生産数量×個別農産物農家庭先販売価格

注：個別農産物生産数量 = 個別農産物の収穫量－個別農産物のうち中間生産物（他都道府県へ販売されたもの

を除く。）の数量

（算式2）個別加工農産物の産出額 = （個別加工農産物の生産数量×個別加工農産物の農家庭先販売価格）－（個別加工農産物の原料数量×個別加工農産物の原料の農家庭先販売価格）

### 3.2 農業就業人口（販売農家）

1990年世界農林業センサスから農家を販売農家と自給的農家に区分して調査している。このうち、農業の就業人口については、2000年世界農林業センサスでは販売農家のみを調査し、自給的農家の農業就業人口は調査していない。

販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

農業就業人口とは、15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。したがって、年間で農業に僅かしか従事していない者でも、兼業（農業以外の仕事）の従事日数より多ければここに計上されている。

### 3.3 耕地面積

調査日現在（7月15日）、標本単位区（約2haの耕地の集団）を調査の単位とする対地標本実測調査により調査されたものである。

農作物の栽培を目的とする土地で、田と畑（普通畑、樹園地及び牧草地）の合計をいう。耕地の一部にあって、主として耕地の維持に必要なけい畔も含まれている。

### 3.4 漁業生産額

漁業生産活動による最終生産物の生産額をいい、全ての漁業・養殖業（近海小型捕鯨船を含む。）の魚種別生産量等に魚種別産地市場価格等に乗じて算出したものである。

本書では、海面漁業（捕鯨業を除く。）と海面養殖業の合計を漁業生産額としている。

### 3.5 漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

なお、2008年調査結果から、非沿海市区町村に居住している漁業雇われ者を新たに含めた。

#### 4 製造業、商業の生産額等

製造品出荷額等

製造業事業所数

製造業従業者数

商業年間商品販売額

商業事業所数

商業従業者数

**資料源** 総務省統計局及び経済産業省大臣官房調査統計グループ「経済センサス-活動調査結果」、同グループ「工業統計表結果」「商業統計表結果」

**調査概要** 「経済センサス-活動調査」は、Cの2（452ページ）を参照

本書では年度を基準にデータの掲載を行っているため、センサス実施年のデータを前年度データとして掲載している。

「工業統計調査」は、毎年12月31日現在の工業の実態を明らかにすることを目的としており、その範囲は日本標準産業分類（平成19年11月改定）の「大分類E 製造業」に属する事業所を対象としている。

「商業統計調査」は、商業の実態を明らかにすることを目的としており、その範囲は、日本標準産業分類（平成14年3月改定）の「大分類J 卸売・小売業」の事業所を対象としている。

また、国及び公共企業体に属する事業所は除かれている。

平成23年については、「経済センサス-活動調査」の中の製造業に関する調査事項にて把握したことから、事業所数及び従業者数については、平成24年2月1日現在の数値である。

平成24年調査については、東日本大震災の影響のため、一部の地域の数値を除いている。

平成27年については、「経済センサス-活動調査」の数値である。

#### 4.1 製造品出荷額等

1月1日から12月31日までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物のお荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

本書では、従業者4人以上の事業所の数値を掲載している。

#### 4.2 製造業事業所数

工場、製作所、製造所又は加工所などと呼ばれているような一区画を占めて、主として製造又は加工を行っている事業所をいう。

#### 4.3 製造業従業者数

調査日現在における製造業事業所の常用労働者数、個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

- (1) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
- (2) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、調査期日前2か月間にそれぞれ18日以上雇われた者
- (3) 取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- (4) 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- (5) 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などのうち、(1)、(2)に該当する者

本書では、従業者4人以上の事業所の数値を掲載している。

#### 4.4 商業年間商品販売額

商業統計調査では、4月1日から3月31日までの1年間の商業事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

#### 4.5 商業事業所数

6月1日現在で一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般

的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

#### 4.6 商業従業者数

6月1日現在で主として商業事業所の業務に従事している者をいい、個人事業主と無給家族従業者、法人又は団体の有給役員及び常用雇用者をいう。常用雇用者とは、正社員・正職員、パート・アルバイトと呼ばれている者で、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を決めて雇用されている者又は調査期日前2か月間にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者をいう。

### 5 金融業

郵便貯金残高

国内銀行預金残高

資料源 株式会社ゆうちょ銀行ホームページ、日本銀行ホームページ

#### 5.1 郵便貯金残高

郵便貯金の各年度末現在における貯金残高である。

#### 5.2 国内銀行預金残高

国内銀行の年度末現在の預金残高である。

国内銀行とは、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行（日本銀行及び政府関係機関を除く。）をいう。

ただし、整理回収機構、紀伊預金管理銀行（平成14年3月31日付けで解散）、日本承継銀行（平成16年3月8日付けで解散）、第二日本承継銀行及びゆうちょ銀行については統計に含まれていない。ここでは、銀行勘定のみを計数である。

### 6 物 価

消費者物価指数対前年変化率

総合

食料

住居

光熱・水道

家具・家事用品

被服及び履物

保健医療

交通・通信

教育

教養娯楽

諸雑費

消費者物価地域差指数

総合

食料

住居

光熱・水道

家具・家事用品

被服及び履物

保健医療

交通・通信

教育

教養娯楽

諸雑費

資料源 総務省統計局「消費者物価指数年報」、  
「小売物価統計調査結果（構造編）」

調査概要 「消費者物価指数」は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定するものである。つまり、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したものである。

「小売物価統計調査」は、国民の消費生活において重要な商品の小売価格及びサービスの料金を調査することを目的とした調査である。物価の毎月の動向を明らかにする「動向編」と、地域別や店舗の形態別等の物価の構造を明らかにする「構造編」から成り立っている。



### 6.1 消費者物価指数対前年変化率

前年からの消費者物価指数の変化を示したものである。

### 6.2 消費者物価地域差指数

世帯が購入する各種の財及びサービスの価格を総合した物価水準の地域間の差を、全国平均価格を基準 (=100) とした指数値で表したものである。

## 7 標準価格 (平均価格)

### 標準価格対前年平均変動率

住宅地

商業地

工業地

**資料源** 国土交通省土地・建設産業局「都道府県地価調査結果」

**調査概要** 国土利用計画法による土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するため、都道府県知事が毎年1回基準地の価格調査を実施し、その結果を公表しているものである。

### 7.1 標準価格 (平均価格)

用途別の基準地の平均価格であり、基準地ごとの1㎡当たりの価格の合計を当該基準地点数で除して求めたものである。

本書に掲載している用途は、次のとおりである。(以下7.2についても同様である。)

#### (1) 住宅地

市街化調整区域を除く都市計画区域内の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに用途指定のされていない都市計画区域及び都市計画区域外において、居住用の建物の敷地の用に供されている土地をいう。

#### (2) 商業地

市街化調整区域を除く都市計画区域内の準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに用途指定のされていない都市計画区域及び都市計画区域外におい

て、商業用の建物の敷地の用に供されている土地をいう。

#### (3) 工業地

市街化調整区域を除く都市計画区域内の工業地域及び工業専用地域並びに用途指定のされていない都市計画区域及び都市計画区域外において、工場等の敷地の用に供されている土地をいう。

### 7.2 標準価格対前年平均変動率

用途ごとの継続基準地の価格の対前年変動率の合計を当該用途の継続基準地点数で除して求めたものをいう。

## D 行政基盤

本書では、地方財政と行政投資を取り上げている。地方財政の予算、執行、決算などいわゆる予算制度は基本的には国の例に倣っているが、会計区分及び地方公共団体の範囲については若干の注意を要するので、これらに関する一般的注意事項及び本書での取扱いを示すと次のとおりである。

### <普通会計について>

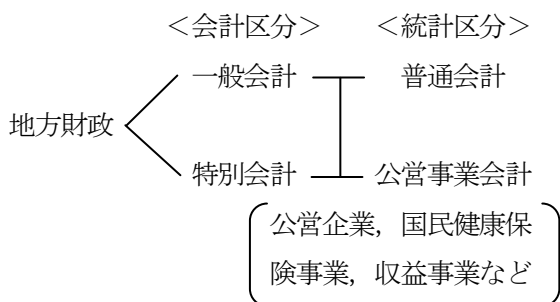
地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分される。特別会計は、国の法令で設置が義務付けられているもののほか、各団体が条例で設置する場合があります、同一の基準で区分されていない。

そこで、統計上では、普通会計と公営事業会計という区分により統一が図られている。

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。したがって、普通会計の中で公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱うものである。

通常、単に地方財政といえば普通会計を指し、地方公共団体の一般行政活動の収支を示す。

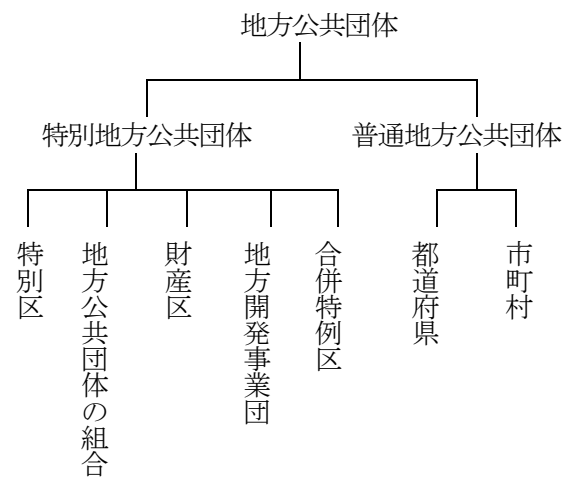
普通会計は、一般会計とこれに属する幾つかの特別会計があるが、本書では、会計間の重複を控除した純計額を掲載している。



### <地方公共団体の範囲について>

本書では、普通地方公共団体の全部（都道府県及び市町村）と特別地方公共団体の一部（特別区及び一部事務組合）を地方公共団体の範囲として扱っており、これらの普通会計におけるデータを収集対象としている。

なお、集計単位は、①都道府県別財政、②市町村別財政、③市町村別財政の合計（市町村及び一部事務組合の合計）及び④都道府県別財政と市町村別財政の合計の総計であり、③と④については、地方公共団体相互間の重複額を控除していない単純合計額を計上している。



一部事務組合……普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別区がその事務の一部を対象として、その能率化及び広域行政の共同処理のために設ける特別地方公共団体であり、特に環境衛生、消防、厚生福祉、学校教育などの各種施設の設置及び管理について広く活用されている。

## 1 財政力

財政力指数  
 実質収支比率  
 地方債現在高  
 経常収支比率

**資料源** 総務省自治財政局「地方財政統計年報」,  
 「都道府県決算状況調」

**調査概要** 地方公共団体に各年度分の決算状況に  
 ついて報告を求めて取りまとめたものである。

### 1.1 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して算出されたもので、地方公共団体の財政力の強さを表す指数である。

指数算出に当たっては、各年の特殊事情による影響を小さくするため、次式のように前々年度、前年度及び当該年度に係る数値の単純平均値を用いるのが一般的である。

$$\text{財政力指数} = \frac{1}{3} \times$$

$$\left( \frac{\text{前々年度基準 財政収入額}}{\text{前々年度基準 財政需要額}} + \frac{\text{前年度基準 財政収入額}}{\text{前年度基準 財政需要額}} + \frac{\text{当該年度基準 財政収入額}}{\text{当該年度基準 財政需要額}} \right)$$

なお、基準財政収入額と基準財政需要額は、次のようにして算定された額である。

基準財政収入額は、各地方公共団体の財政収入額を合理的に測定するために算定されるもので、都道府県にあつては、法定普通税、目的税の一部等の標準税率による収入見込額の75%、市町村にあつては、同75%に相当する額に地方譲与税、交通安全対策特別交付金等の収入見込額を加えた額である。

基準財政需要額は、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、又は標準的な施設を維持するために必要な財政需要であり、各行政項目ごとに所定算式によって算定したものの合算額である。

### 1.2 実質収支比率

次式によって算出されたもので、地方公共団体の財政運営の状態を表す指標の一つである。

$$\text{実質収支比率 (\%)} = \frac{\text{実質収支額}}{\left( \frac{\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額}}{\text{+ 臨時財政対策債発行可能額}} \right)} \times 100$$

「実質収支額」は、形式収支額（当該年度の歳入決算額から当該年度の歳出決算額を控除したもの）から、翌年度に繰り越された事業費に充当すべき財源を引いたものである。

「標準税収入額等」は、次式により算出された額である。

標準税収入額等＝

$$\left[ \left( \text{基準財政収入額} - \begin{array}{l} \text{道府県民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額25\%} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \begin{array}{l} \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right]$$

### 1.3 地方債現在高

地方公共団体が前年度までに発行した額のうち、当該年度までに償還した分を差し引き、それに当該年度の新規発行額を加えた年度末現在額（普通会計に係るもの）である。

なお、地方債には、普通会計債と公営企業債とがある。

普通会計債は、普通会計に属し、元利償還のための財源が主に地方税、地方交付税等の一般財源に求められるのに対し、公営企業債は、公営企業又は準公営企業の資金を調達するために発行され、元利償還金が主として当該企業の収入から支払われる。ここでの地方債は普通会計債のみである（退職手当債等の特例債を

含む。)

#### 1.4 経常収支比率

次式によって算出されたもので、当該地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標の一つである。つまり、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源が、人件費、扶助費、公債費などのように容易に縮減することの困難な経費にどの程度充当されているかによって財政構造の弾力性、硬直度を判断するものである。

$$\begin{aligned} & \text{経常収支比率(\%)} \\ &= \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\left( \begin{array}{l} \text{経常一般財源総額} \\ + \text{減収補填債特例分} \\ + \text{臨時財政対策債} \end{array} \right)} \times 100 \end{aligned}$$

## 2 歳入の財源別決算額

自主財源  
一般財源  
地方税  
住民税  
固定資産税  
地方交付税  
国庫支出金

資料源 総務省自治財政局「地方財政統計年報」,  
「都道府県決算状況調」

調査概要 Dの1 (459ページ) を参照

### <地方公共団体の歳入>

地方公共団体の歳入は、地方自治法施行規則第15条の歳入予算の区分(款)により、次の17種類に分けられる。

- ① 地方税、② 地方譲与税、③ 市町村たばこ税都道府県交付金、④ 地方特例交付金、⑤ 地方交付税、⑥ 交通安全対策特別交付金、⑦ 分担金及び負担金、⑧ 使用料、⑨ 手数料、⑩ 国庫支出金、⑪ 国有提供施設等所在市町村助成交付金、⑫ 財産収入、⑬ 寄附金、⑭ 繰入金、⑮ 繰越金、⑯ 諸収入、⑰ 地方債

この歳入は、性質別に分けると地方公共団体自らが

徴収する「自主財源」と国から交付される「依存財源」とに区分できる。また、財源の用途により、用途が自由な「一般財源」と用途が特定される「特定財源」とに分けられる。

これらの歳入のうち、本書では、自主財源、一般財源のほか、歳入の中で大きなウエイトを占めている地方税、地方交付税及び国庫支出金を掲載している。

#### 2.1 自主財源

地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料など地方公共団体の意思で、ある程度収入額を増減できる自前の財源をいう。しかし、自主財源といっても住民の負担が地方公共団体によって不均衡になることを避けるため、法令で税率や料額に最高限度を設けて一定枠内での自律性しか認められていない。

したがって、地方公共団体が任意に収入を増減し得る余地は限られたものであることに注意を要する。

#### 2.2 一般財源

地方公共団体がどんな経費にでも自由に使える収入で、地方歳入のうち、地方税、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金等(平成11年度から交付されている。)から成る。

したがって、個々の団体の財政運営については、この一般財源のベースで考えることが多い。

#### 2.3 地方税

当該地域に居住する住民が拠出する租税をいう。地方公共団体の経費を分任させるという点で、また、歳入の中で大きな比重を占めていることとともに、その団体の意思で自由に使えるという点においても地方公共団体の歳入の主たる位置を占めている。

地方税の種類は、一つは課税主体からみて道府県税と市町村税とに、二つは用途目的からみて普通税と目的税とに、それぞれ分けられる。

なお、道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用される。

地方税を課するに当たっては、何を課税の対象(課税客体)とし、誰が納めるか、課税客体の数量や価格は何によるか又はどのような方法で課税するかなどの基

本的事項は地方税法により定められている。

なお、地方税には、調定額と収入額があるが、本書では、収入額を掲載している。

**住民税**

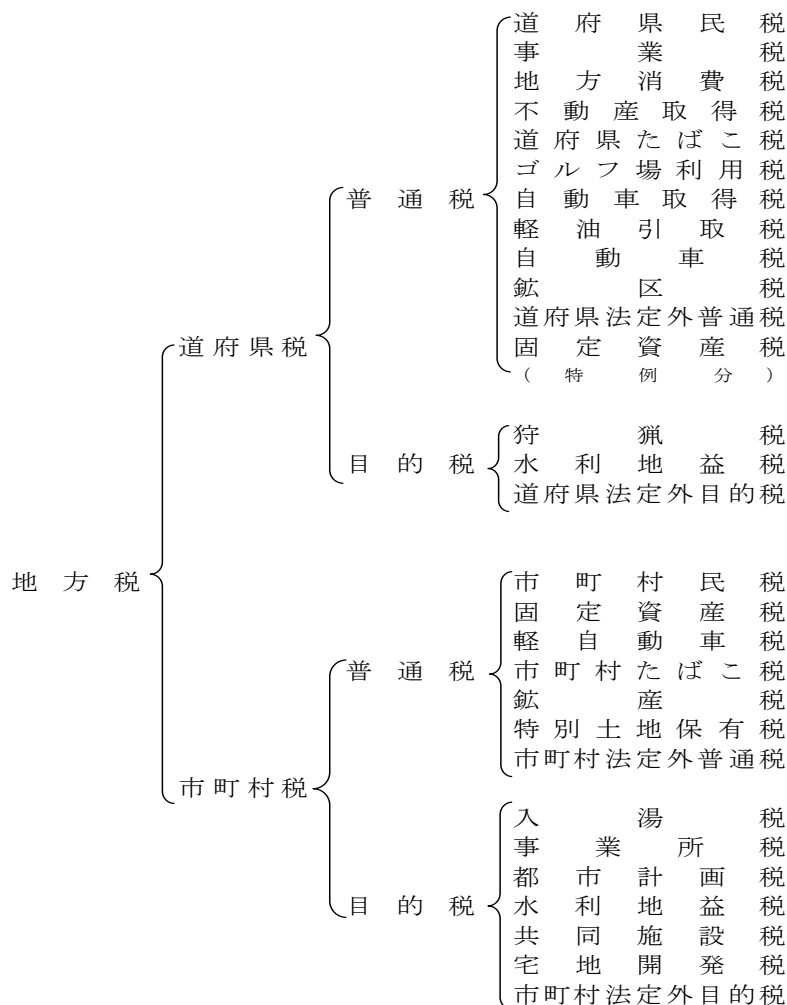
地方公共団体がその区域に住所を持つ個人、事務所又は事業所を持つ法人に対して課税するものであり、道府県民税と市町村民税の合算額を住民税としている。

**固定資産税**

土地、家屋並びに土地及び家屋以外の事業の用途に供することができる有形償却資産に対して課する市町村税である。ただし、次の場合は、都道府県分として扱われる。

- (1) 大規模償却資産（都道府県と市町村とが税源を分け合う。）
- (2) 東京都の特別区の場合、区税ではなく、都税とされる。

なお、地方税法の規定による固定資産税のほか、固有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定による交付金及び納付金も含めて掲載している。



## 2.4 地方交付税

都道府県や市町村の基本となる収入は税収入であるが、地方公共団体によって税源が著しく偏在している。

この地方公共団体間の税源の偏在を是正し、地方公共団体の行う行政が一定水準を確保できるように設けられたのが「地方交付税制度」である。

地方交付税の総額は、国税のうち所得税・酒税の32%、法人税の34%（平成19年度から）、消費税の32.3%、たばこ税の25%の額である。国税5税の額は、当該年の国の予算額によって計算され、実際の決算額が予算額と違って来た場合にはその差額は翌年度以降に精算されることになっている。このことから、地方交付税は、国庫支出金でなく、地方公共団体の共有財源である。

## 2.5 国庫支出金

国と地方公共団体の経費の負担区分に基づいて支出される国の委託金、補助金などを総称して国庫支出金という。

国庫支出金は、国がその政策を推進するために、地方公共団体に一定の行政を行わせ、又は必要な水準を維持させるための確実な財政的措置としての効果を有し、また、一地方公共団体では賄いきれない事業に対して財源を与え、その円滑な実施を確保するという効用を果たしているといわれる。

### <地方公共団体の歳出>

地方公共団体の歳出は、経費を何に使うか、つまり事業の目的によって分類した「目的別分類」と、経費の性質によって分類した「性質別分類」の二つに大きく区分できる。

## 3 国 税

### 国税徴収決定済額

**資料源** 国税庁長官官房企画課「国税庁統計年報書」

**調査概要** 「国税庁統計年報書」は、国税庁主管の内国税の申告、処理、納税及びこれらに関連する計数を収録したもので、内国税がどのくら

いの納税者から、どのような仕組みで、どれだけ納税されたかを示している。

## 3.1 国税徴収決定済額

国税徴収決定済額とは、納税義務の確定した税で、その事実の確認（徴収決定）を終了した金額をいう。所得税、法人税、相続税、酒税、消費税などを始めとする国税の徴収決定済額の合計である。

## 4 目的別歳出決算額

民生費

社会福祉費

老人福祉費

児童福祉費

生活保護費

衛生費

労働費

農林水産業費

商工費

土木費

警察費

消防費

教育費

小学校費

中学校費

高等学校費

特別支援学校費

幼稚園費

社会教育費

災害復旧費

**資料源** 総務省自治財政局「地方財政統計年報」、  
「都道府県決算状況調」

**調査概要** Dの1（459ページ）を参照

## 4.1 目的別歳出決算額

行政分野ごとの施策の水準、規模を推計し、ひいてはその団体の重点施策の所在を理解する目安を得るためのものであり、地方自治法施行規則第15条の歳出予算の款、項及び目の区分がこれに当たる。

歳出予算の款、項及び目のうち、款の区分についてみると次のとおりである。

議会費	警察費
総務費	消防費
民生費	教育費
衛生費	災害復旧費
労働費	公債費
農林水産業費	諸支出金
商工費	予備費
土木費	

## 5 性質別歳出決算額

人件費  
扶助費  
投資的経費  
普通建設事業費

**資料源** 総務省自治財政局「地方財政統計年報」,  
「都道府県決算状況調」

**調査概要** Dの1（459ページ）を参照

### 5.1 性質別歳出決算額

地方公共団体の財政支出がどのような形態で支出され、一定の経済的機能を果たす経費がどの程度支出されているか、また、その団体の財政構造がどのようになっているかを把握することができる。

この性質別分類は、地方財政統計年報では次のとおりである。

人件費	災害復旧事業費
物件費	失業対策事業費
維持補修費	公債費
扶助費	積立金
補助費等	投資及び出資金
普通建設事業費	貸付金

この性質別分類は、更に義務的経費、投資的経費その他の経費に大別されるが、投資的経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から成る。

## E 教 育

### 1 教育施設数

小学校, 中学校, 高等学校及び幼稚園  
短期大学, 大学  
専修学校, 各種学校  
特別支援学校 (公立)  
保育所  
公営保育所

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」, 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

**調査概要** 「学校基本調査」は、毎年5月1日現在の次に掲げる全ての学校について実施される調査である。

学校教育法第1条に規定する小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 大学 (短期大学を含む。), 高等専門学校, 特別支援学校及び幼稚園, 同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校。また, 就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項の幼保連携型認定こども園。

「社会福祉施設等調査」は、社会福祉行政の基礎資料を得るため、毎年10月1日現在の全ての社会福祉施設を対象とした調査であり、全国社会福祉施設の数、従業者及び在所 (籍) 者の状況など、社会福祉施設の基本的事項を把握する調査である。

昭和60年調査からは3年ごとに詳細な調査を実施し、中間の2年間は基礎的事項のみを調査している。

平成21年調査からは、調査の手法などが変更となっているため、20年以前と単純に比較できない。なお、21年以降の各年についても、調査

手法等の変更による回収率変動の影響を受けているため、各年比較の際は注意を要する。

### 1.1 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園

国立、公立、私立の全てを含むそれぞれの学校数で、分校も1校として数えている。

小学校と中学校が併設されている場合は、それぞれ1校として数えている。

高等学校で、全日制と定時制の課程を併置している学校は1校として数えている。通信制のみの高等学校は含まれていない。

なお、公立学校とは、都道府県、市区町村又はこれらの一部事務組合（D（458ページ）を参照）が設置した小・中・高等学校であり、国立のものは含まれていない。

また、公立幼稚園とは、都道府県、市区町村又はこれらの一部事務組合が設置した幼稚園である。

### 1.2 短期大学、大学

国立、公立及び私立のそれぞれの学校数で、本部の所在地による。

### 1.3 専修学校、各種学校

国立、公立及び私立の学校総数で、分校も1校として数えている。

なお、社会教育法により認可されている通信教育の課程の学校は含まれない。

また、専修学校は、従来の各種学校制度を基盤として、昭和51年1月から発足した制度であるので、51年から学校基本調査の対象に加えられている。

### 1.4 特別支援学校（公立）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校をいう。

### 1.5 保育所

保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする児

童福祉施設である。運営の実態としては、幼稚園に代わるものとして入所希望者を受け入れる場合があり、数値の県別比較に当たっては、そのことを念頭におく必要がある。

保育所数は、都道府県知事の許可を受けた保育所の総数であり、企業等がその従業者のために開設した託児所、数人の親が共同で人を雇って託児する場合などは、ここでいう保育所には含まれていない。

#### 公営保育所

都道府県、市区町村又はこれらの一部事務組合が経営している保育所である。

設置主体と経営主体が違う場合、例えば、市区町村で設置した保育所（公立）の経営を社会福祉法人（私営）に委託している場合があるので、設置主体でみた公立、私立の区分と、経営主体でみた公営、私営の区分とを使い分けている。本書では、経営主体でみた公営を掲載している。

## 2 学級数

小学校学級数

中学校学級数

幼稚園学級数

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」

**調査概要** Eの1（463ページ）を参照

### 2.1 小学校、中学校及び幼稚園学級数

5月1日現在認可を受け、又は届出をしている等、正規の手続を完了している学校及び幼稚園の学級数である。

なお、幼稚園学級数には学級内園児数が0人の学級も含まれる。



**3 教員数**

小学校，中学校及び高等学校教員  
 幼稚園教員  
 大学教員  
 保育所保育士

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」，厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

**調査概要** Eの1（463ページ）を参照

**3.1 小学校，中学校及び高等学校教員**

本務の教員数であり，校長，副校長（平成20年以降），教頭，主幹教諭（平成20年以降），指導教諭（平成20年以降），教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭（平成16年以降）及び講師の合計である。

本務と兼務の区別は，原則として辞令面によっている。本務者には休職者，産休者，育児休業者，産休代替者及び育児休業代替者も含まれている。

なお，高等学校における実習技術者や通信制課程の専任教員は含まれていない。

**3.2 幼稚園教員**

本務教員数については，本書では教育補助員を含めて計上している。

教育補助員とは，園長，副園長（平成20年以降），教頭，主幹教諭（平成20年以降），指導教諭（平成20年以降），教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭（平成16年以降）及び講師のいずれにも該当せず教育活動の補助に当たっている者とされている。

**3.3 大学教員**

本務の教員数であり，学部所属の教員及び教養部（一般教養），大学院，附属病院，附置研究所等に勤務する教員数である。

なお，本務者には外国留学中の者，休職者は含まれるが，名誉教授，通信教育部専任の教員は含まれていない。

**3.4 保育所保育士**

保育所に従事する者の中の「常勤保育士」の者をいい，資格の有無を問わない。

**4 児童・生徒・学生数**

小学校児童  
 中学校生徒  
 高等学校生徒  
 幼稚園在園者  
 大学学生  
 専修学校，各種学校生徒  
 特別支援学校生徒（公立）  
 幼稚園定員  
 保育所定員  
 保育所在所児

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」，厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

**調査概要** Eの1（463ページ）を参照

**4.1 小学校児童，中学校及び高等学校生徒**

5月1日現在，それぞれの学校に在籍する児童・生徒の総数である。したがって，休学中の者，観護措置に付されている者，少年院又は児童自立支援施設以外の保護機関に送られている者及び特別支援学級の児童・生徒は含まれている。また，特別支援学級が当該学校の敷地内になく，病院や療養所などに設置されている場合でも，その児童・生徒は含まれている。

なお，少年院又は児童自立支援施設に収容されている者及び1年以上居所不明の者は在籍者には含まれていない。

高等学校については，全日制と定時制の合計であり，専攻科，別科の生徒も含まれている。ただし，通信制課程の生徒は含まれていない。

**4.2 幼稚園在園者**

5月1日現在の在園者数である。3歳未満の者は含まれていない。

なお，年齢は4月1日現在の満年齢である。

**4.3 大学学生**

5月1日現在に国立・公立・私立の大学の各学部に在籍している学生数で，学部の所在地による。

なお，大学院生はここには含まれていない。

#### 4.4 専修学校、各種学校生徒

5月1日現在に在籍する生徒数で、昼間部及び夜間部の合計である。

#### 4.5 特別支援学校生徒（公立）

5月1日現在、公立の当該学校在籍者として指導要録が作成されている児童・生徒数である。

ただし、1年以上居所不明の者は除かれ、また、少年院及び児童自立支援施設に送られている者は在籍者とはされず、観護措置に付されている者及び上記以外の保護機関に送られている者は在籍者として計上されている。

#### 4.6 幼稚園定員

5月1日現在、都道府県から認可を受け、又は届け出た上で学則（園則）に記載されている総収容定員である。

#### 4.7 保育所定員

10月1日現在に保育所が認可等を受けた定員数である。

#### 4.8 保育所在籍児

保育所に10月1日現在、在所（籍）している者をいう。

### 5 義務教育前教育

小学校児童（第1学年児童）

幼稚園修了者

保育所修了者

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

**調査概要** Eの1（463ページ）を参照

#### 5.1 小学校児童（第1学年児童）

「学校基本調査」における5月1日現在の小学校第1学年の児童数である。

本書では、幼稚園及び保育所を幼児教育の場として捉え、小学校児童（第1学年児童）数のうち幼稚園又は保育所修了者の割合を義務教育前教育普及度としている。

#### 5.2 幼稚園修了者

「学校基本調査」による当該年度幼稚園修了者数である。

#### 5.3 保育所修了者

「社会福祉施設等調査報告」による10月1日現在の保育所在籍（籍）者のうち、5歳児の半数及び6歳児を合計し、年度末の修了者数としている。

なお、データの対象範囲は、公立及び私立の認可保育所に限られ、団地保育所など無認可の保育所、季節保育所、へき地保育所、児童館などは含まれていない。

### 6 長期欠席者数

小学校

病気による小学校長期欠席児童数

不登校による小学校長期欠席児童数

中学校

病気による中学校長期欠席生徒数

不登校による中学校長期欠席生徒数

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」

**調査概要** Eの1（463ページ）を参照

#### 6.1 長期欠席者数

当該年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒数である。

ただし、調査期の当該年4月1日現在で15歳以上の者のうち、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除かれている。

病気による長期欠席児童・生徒数とは、長期欠席児童・生徒のうち、本人の心身の故障等（「けが」を含む。）のため長期欠席した者をいう。

不登校による長期欠席児童・生徒数とは、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因・背景により登校しない又はしたくともできない状況にある者をいう。ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。

## 7 進学状況

大学進学希望者数（新規高卒者）  
 上級学校進学率（新規学卒者）  
 中学校卒業者の進学率  
 高等学校卒業者の進学率  
 出身高校所在地県の大学への入学者割合  
 短期大学進学者数（新規高卒者）  
 大学進学者数（新規高卒者）  
 短期大学入学者，大学入学者数

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」

**調査概要** Eの1（463ページ）を参照

### 7.1 大学進学希望者数（新規高卒者）

当該年度の高等学校卒業者のうち，大学（学部）又は短期大学（本科）へ願書を提出した者（就職して願書を提出した者も含む。）であり，同一人が2校（学部・学科）以上に願書を提出した場合でも1名として計上されている。したがって，当該年度より前の卒業者が願書を提出した場合は含まれていない。

なお，大学及び短期大学の別科，高等学校の専攻科，特別支援学校高等部の専攻科等へ願書を提出した者は含まれていない。

### 7.2 上級学校進学率（新規学卒者）

#### 中学校卒業者の進学率

中学校卒業者のうち，高等学校等への進学者の割合をいう。

高等学校等への進学者（中学校卒業者）とは，高等学校本科（全日制，定時制）若しくは別科（全日制，定時制），中等教育学校後期課程本科（全日制，定時制）若しくは別科，高等専門学校又は特別支援学校高等部の本科若しくは別科に進学した者をいう。専修学校，各種学校，高等学校の通信制課程などへの進学者は含まれていない。

#### 高等学校卒業者の進学率

高等学校卒業者のうち，大学等への進学者の割合をいう。

大学等への進学者（高等学校卒業者）とは，大学（学部），短期大学（本科），大学及び短期大学の

別科，高等学校（専攻科）又は特別支援学校高等部（専攻科）に進学した者をいう。専修学校，各種学校，大学・短期大学の通信教育部，外国の大学・短期大学，防衛大学校又は警察学校などへの進学者は含まれていない。

なお，進学した者で5月1日までに退学した場合は進学者とはされない。また，進学者数には，就職進学者も含まれている。

就職進学者とは，中学校又は高等学校卒業者が就職して高等学校（定時制のみ）又は大学等（昼夜間部を問わない。）へ進学した者をいう。

就職者とは，給料，賃金，利潤，報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者をいう。自家自営業に就いた者は含めているが，家事の手伝いや臨時的な仕事に就いた者は含まれていない。

#### 出身高校所在地県の大学への入学者割合

大学へ進学した者のうち，出身高等学校の所在する当該都道府県の大学へ入学した者の割合をいう。

### 7.3 短期大学進学者，大学進学者数（新規高卒者）

調査年の3月に卒業した者のうち，短期大学（本科）への進学者及び大学（学部）への進学者で，5月1日現在在籍する者をいう。

なお，進学者数には，就職して大学等（昼夜間部を問わない。）へ進学した「就職進学者」も含まれている。

### 7.4 短期大学入学者，大学入学者数

当該年度に入学した者（補欠入学者は含まれるが，編入学者は除く。）で5月1日現在在籍する者をいう。

なお，大学にあつては学部，短期大学にあつては学科の所在する都道府県で計上している。

## 8 卒業者数

短期大学  
 大学

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」

**調査概要** Eの1（463ページ）を参照

## 8.1 短期大学・大学卒業者

当該年度の3月に短期大学(本科)及び大学(学部)を卒業した者をいう。

## 9 最終学歴人口

小学校・中学校卒業  
高等学校・旧制中学校卒業  
短期大学・高等専門学校卒業  
大学・大学院卒業

資料源 総務省統計局「国勢調査結果」

調査概要 Aの1(442ページ)を参照

### 9.1 最終卒業学校の種類

卒業者は、最終卒業学校の種類により区分し、中途退学をした人は、その前の卒業学校を最終卒業学校とした。最終卒業学校は、次のとおり区分されている。

#### 最終卒業学校の種類

区分	学校の別
小学校・中学校	【新制】小学校 中学校 中等教育学校の前期課程 特別支援学校(盲学校・ろう学校・養護学校)の小学部・中学部 【旧制】高等小学校 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校
高校・旧中	【新制】高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校(盲学校・ろう学校・養護学校)の高等部 准看護師(婦)養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者(注) 【旧制】高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科 高等女学校 実業学校(農業・工業・商業・水産学校など) 師範学校予科又は師範学校一部(3年修了のもの) 通信講習所高等科 鉄道教習所中等部・普通部(昭和24年までの卒業者) 青年学校本科
短大・高専	【新制】短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設 看護師(婦)養成所 【旧制】高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科

区分	学校の別
大学・大学院	大学 大学院 水産大学校 気象大学校 大学部 職業能力開発総合大学校の長期課程(平成11年4月以降) 放送学校(全科履修生, 修士全科生)

(注)平成16年までの大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による試験の合格者も含まれる。

また、専門学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、次のとおり区分されている。

#### 専門学校・各種学校の種類

専修学校・各種学校	学校区分
専門学校専門課程(専門学校)	
新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの	大学・大学院
新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	短大・高専
専修学校高等課程(高等専修学校)	
中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中
各種学校	
新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

1. 高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含める。
2. 外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分している。

## 10 1人当たりの学校教育費

小学校  
中学校  
高等学校(全日制)  
幼稚園

資料源 文部科学省生涯学習政策局「地方教育費調査結果」

調査概要 学校教育, 社会教育, 生涯学習関連及び教育行政のために地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにして, 国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得るための調査である。

## 10.1 小学校、中学校、高等学校（全日制）及び幼稚園教育費

学校教育費とは、消費的支出（人件費，教育活動費，管理費，補助活動費，所定支払金），資本的支出（土地費，建築費，設備・備品費，図書購入費），債務償還費などの学校教育活動のために支出された公立学校の経費をいう。

また，財源は国庫補助金，都道府県・市町村支出金，地方債及び寄付金（公費に組み入れられたもの）から成る。

なお，1人当たりの学校教育費は，地方教育費調査から得られる学校教育費を，学校基本調査から得られる在学者数で除して算出しているが，平成22年度については，東日本大震災の影響のため，岩手県，宮城県及び福島県の数値は，21年度の学校教育費を用いて算出している。

## F 労働

### 1 労働力状態

労働力人口  
 就業者数  
 完全失業者数  
 非労働力人口  
 有業者数

**資料源** 総務省統計局「国勢調査結果」，「就業構造基本調査結果」

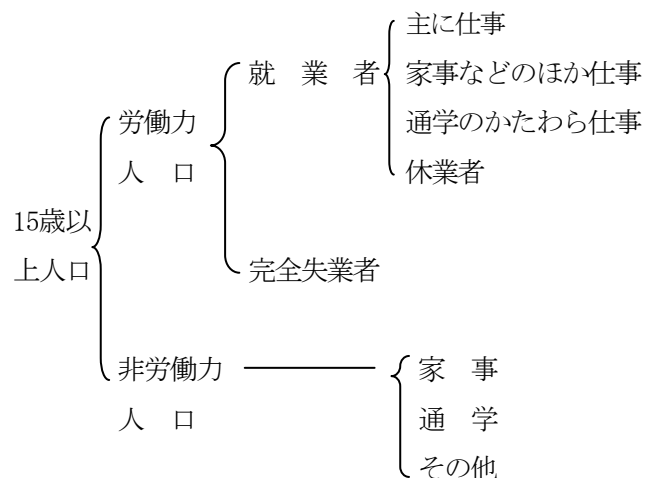
**調査概要** 「国勢調査」は，Aの1（442ページ）を参照

「就業構造基本調査」は，ふだんの就業・不就業の実態，就業に対する希望，就業異動の状況等を調査している。昭和31年からほぼ3年ごとに実施され，57年からは5年ごとに実施されている。

### 1.1 労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたものである。

なお，国勢調査では，調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に，「仕事をしたかどうかの別」により，労働力状態を次のように区分している。



## 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のほか、休業者も含む。

なお、休業者とは、勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている人をいう。

### 完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

## 1.2 非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態不詳を除く。）をいう。

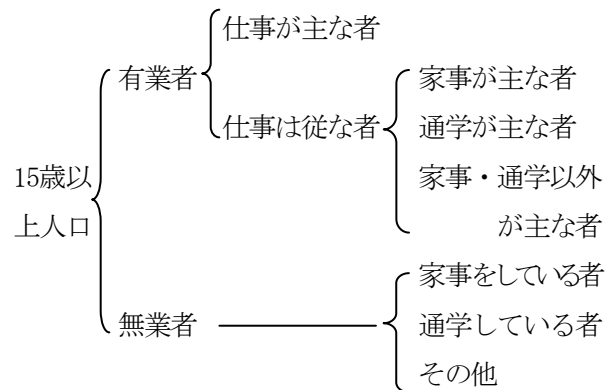
## 1.3 有業者

ふだん、収入を得ることを目的として仕事をしており、調査期日（10月1日）以降も続けていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者をいう。

ただし、家族が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。

また、仕事があつたりなかつたりする人や、忙しい時だけ実家を手伝う人などで「ふだんの就業状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を有業者とした。

なお、「就業構造基本調査」では、15歳以上の者を調査日現在のふだんの状態によって次のように区分している。



## 2 就業状態

第1次産業就業者数

第2次産業就業者数

第3次産業就業者数

雇用者数

県内就業者数

他市区町村への通勤者数

他市区町村からの通勤者数

資料源 総務省統計局「国勢調査結果」

調査概要 Aの1（442ページ）を参照

### 2.1 第1次産業就業者、第2次産業就業者及び第3次産業就業者数

国勢調査の産業大分類を3部門に区分したときの就業者である。

なお、産業大分類の3部門についてはCの2.1（452ページ）を参照

### 2.2 雇用者数

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、役員でない人をいう。

なお、役員とは、会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員をいう。

### 2.3 県内就業者数

当該都道府県に常住する就業者のうち、従業地が県内の者である。

## 2.4 他市区町村への通勤者数

当該市区町村に常住する者のうち、県内外を問わず他の市区町村で従業する者である。

## 2.5 他市区町村からの通勤者数

当該市区町村で従業する者のうち、県内外を問わず他の市区町村に常住する者である。

### 3 就業機会

一般職業紹介状況

月間有効求職者数

月間有効求人数

就職件数

県内就職件数

パートタイム職業紹介状況（常用）

月間有効求職者数

就職件数

パートタイム労働者数（男，女）

新規学卒者職業紹介状況（高校）

求職者数，就職者数，求人数

中高年齢者職業紹介状況（45歳以上）

月間有効求職者数，就職件数

就業者数（65歳以上）

一般労働者数（65歳以上）

身体障害者就職状況

就業者数

就職件数

**資料源** 一般職業紹介状況，パートタイム職業紹介状況（常用），中高年齢者職業紹介状況（45歳以上）及び身体障害者就職状況は，厚生労働省職業安定局「労働市場年報」，新規学卒者職業紹介状況（高校）は，同局「新規学卒者の労働市場」，パートタイム労働者数（男，女）及び一般労働者数（65歳以上）は，同省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」，就業者数（65歳以上）は，総務省統計局「国勢調査結果」

**調査概要** 「労働市場年報」は，全国の各公共職業安定所で扱った年度間の求職・求人の情報を取りまとめたものである。

ただし，中高年齢者職業紹介状況の月間有効求職者数は月平均値である。

「新規学卒者の労働市場」は，新規学卒者について公共職業安定所及び学校において取り扱った求職，求人及び就職状況を取りまとめたものである。

「賃金構造基本統計調査」は，主要産業に雇用される労働者について，その賃金の実態を労働者の雇用形態，就業形態，職種，性，年齢，学歴，勤続年数，経験年数等別に明らかにすることを目的とした調査である。

「国勢調査」は，Aの1（442ページ）を参照

### <労働市場年報における労働の定義>

労働市場年報における労働の定義は，以下のとおりである。

一般

- ・常用労働……雇用契約において期間の定めのない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの
- ・臨時労働……雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているもの
- ・季節労働……季節的な労働需要に対し，又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満，4か月以上の別を問わない。）を定めて就労（労働）するもの

一般パートタイム

- ・常用的パートタイム……雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）
- ・臨時的パートタイム……雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているもの，又は季節的な労働需要に対し，若しくは季節的な余暇を利用して一定の期間を定めて就労（労働）するもの

なお，この求職・求人数には，新規学卒者数は含まれていない。

### ＜賃金構造基本統計調査における労働者の定義＞

賃金構造基本統計調査における労働者とは、労働基準法第9条にいう労働者（ただし、船員法第1条の規定による船員は調査の対象から除外している。）をいい、常用労働者と臨時労働者に区分している。さらに、常用労働者は就業形態別に一般労働者と短時間労働者（パートタイム）に区分される。

#### 常用労働者

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

#### 一般労働者

- ・短時間労働者以外の労働者

#### 短時間労働者（パートタイム）

- ・1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者

### 3.1 月間有効求職者数

「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

また、「前月から繰り越された有効求職者数」とは、前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。

なお、「新規求職申込件数」とは、期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数（同一人が2か所以上の安定所に申し込んだ場合は、重複して計算される。）をいう。都道府県の区別は、受け付けた安定所の所在地による。

### 3.2 月間有効求人数

「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

なお、「前月から繰り越された有効求人数」とは、前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降

にまたがっている未充足の求人数をいい、「新規求人数」とは、新たに受け付けた求人数（採用予定人数）をいう。都道府県の区別は、受け付けた安定所の所在地による。

### 3.3 就職件数

自安定所の有効求職者が自安定所の紹介により就職したことを確認した件数である。

### 3.4 県内就職件数

就職件数のうち、就職先事業所の所在地が自都道府県の管轄区域内にある場合の就職件数である。

### 3.5 パートタイム労働者数

「賃金構造基本統計調査」にいう短時間労働者の人数を指す。

### 3.6 新規学卒者（高校）の求職者数、就職者数、求人数

毎年3月の新規学卒者（高校）について6月末日までの間に公共職業安定所及び学校において取り扱った人数である。

### 3.7 月間有効求職者数、就職件数（中高年齢者）

「労働市場年報」にいう中高年齢者（45歳以上）の月間有効求職者数及び就職件数を指す。

### 3.8 就業者数（65歳以上）

Fの1.1（469ページ）を参照

### 3.9 一般労働者数（65歳以上）

「賃金構造基本統計調査」にいう65歳以上の一般労働者を指す。

### 3.10 身体障害者就業者数

年度末現在に就業中の身体障害者の数である。

なお、身体障害者を障害部位別に ①視覚、②聴覚、③平衡機能、④音声・言語・そしゃく、⑤上肢切断、⑥上肢機能、⑦下肢切断、⑧下肢機能、⑨体幹機能、⑩脳病変上肢機能、⑪脳病変移動機能、⑫心臓機能、⑬じん臓機能、⑭呼吸器機能、⑮ぼうこう直腸、⑯免疫機能、⑰肝機能等に区分している。

### 3.11 身体障害者就職件数

身体障害者が当該年度間に、ハローワークを通じて就職した件数である。



#### 4 卒業者の流動状況

高校卒業者数  
 高校卒業者のうち就職者数  
   県内就職者数  
 短期大学卒業者のうち無業者数  
 大学卒業者のうち無業者数  
 大学卒業者のうち就職者数

資料源 文部科学省生涯学習政策局「学校基本調査報告書」

調査概要 Eの1(463ページ)を参照

##### 4.1 高校卒業者数

「学校基本調査」による当該年度高等学校卒業者数をいう。

##### 4.2 高校卒業者のうち就職者数

###### 県内就職者数

高等学校卒業で給料、賃金、利潤、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就いた就職者のうち、就職先が県内(出身高等学校が所在する県)の者をいう。

なお、自家・自営業に就いた者は含まれるが、家事の手伝いや臨時的な仕事に就いた者は含まれていない。

##### 4.3 短期大学・大学卒業者数のうち無業者数

進学も就職もしていないことが明らかな者をいう。家事の手伝い、研究生として当該学校に残っている者及び専修学校・各種学校・能力開発校等への入学者も含まれている。

##### 4.4 大学卒業者のうち就職者数

大学(学部)卒業で給料、賃金、利潤、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就いた者をいう。

なお、自家・自営業に就いた者で、継続的に本業として家業に就いた就業者は含まれる。

#### 5 1年前との就業状態の異動

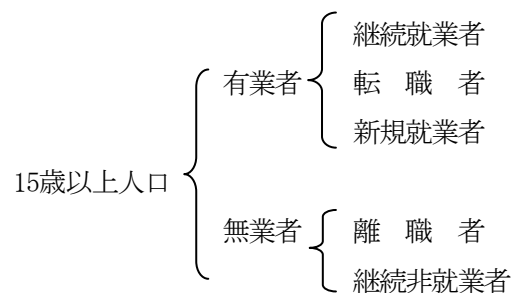
継続就業者数  
 転職者数  
 離職者数  
 新規就業者数

資料源 総務省統計局「就業構造基本調査結果」

調査概要 Fの1(469ページ)を参照

##### <1年前との就業状態の異動>

現在と1年前との就業状態及び勤め先(企業)の異動の有無によって次のように区分されている。



##### 5.1 継続就業者

1年前の勤め先(企業)と現在の勤め先が同じ者をいう。

##### 5.2 転職者

1年前の勤め先(企業)と現在の勤め先とが異なっている者をいう。

##### 5.3 離職者

1年前には仕事をしていたが、その仕事を辞めて現在は仕事をしていない者をいう。

##### 5.4 新規就業者

1年前には仕事をしていなかったが、この1年間に現在の仕事に就いた者をいう。

## 6 就業条件

労働時間（月間平均）

実労働時間

賃金（月額）

きまって支給する現金給与額

パートタイムの給与（男，女）

新規学卒者初任給

高校卒（男，女）

短期大学卒（女）

大学卒（男）

地域別最低賃金

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」、同省労働基準局「地域別最低賃金の全国一覧」

**調査概要** 「賃金構造基本統計調査」は、Fの3（471ページ）を参照

「地域別最低賃金の全国一覧」は、最低賃金制度で定められた地域別の最低賃金額を取りまとめたものである。

### 6.1 労働時間（月間平均）

#### 実労働時間

6月の1か月の調査期間中に、労働者が実際に労働した時間をいう。休憩時間は、給与が支給されるか否かにかかわらず除かれている。

### 6.2 賃金（月額）

#### きまって支給する現金給与額

労働契約，労働協約又は事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件及び算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。手取り額でなく，所得税，社会保険料などを控除する前の額である。

現金給与額には，基本給，職務手当，精皆勤手当，通勤手当，家族手当などが含まれるほか，超過労働給与額も含まれる。1か月を超え，3か月以内の期間で算定される給与についても，6月に支給されたものは含まれ，遅払いなどで支払が遅れても，6月分となっているものは含まれる。給与改定に伴う5月分以前の追給額は含まれていない。

なお，現金給与のみであり，現物給与は含んでいない。

#### パートタイムの給与

短時間労働者の1時間当たり所定内給与額を指す。給与額については，企業規模10人以上の事業所の平均となっている。

#### 新規学卒者初任給

新規学卒就職者の6月における賃金であり，所定内賃金から通勤手当を除いたもので，ベースアップ後の確定額である。

### 6.3 地域別最低賃金

最低賃金制度で定められた賃金で，産業や職種にかかわらずなく，都道府県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として，各都道府県に一つずつ定められている。

## G 文化・スポーツ

### 1 社会教育施設数

公民館  
図書館  
博物館  
青少年教育施設

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「社会教育調査報告書」

**調査概要** 社会教育に関する基本的事項を明らかにするため、都道府県・市町村教育委員会及び各社会教育施設を対象として3年ごとに実施される全数調査である。

#### 1.1 公民館

社会教育法の規定に基づいて設置された「公民館」であり、市町村その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、地域住民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした地域社会における社会教育の中心施設である。

公民館は、本館と分館に分けられ、分館とは、社会教育法第21条第3項の規定により設置されたもので、市町村教育委員会が維持・管理・運営に当たっているもの（地方自治法第244条の2第3項に基づき管理者を指定しているものを含む。）をいう。

本書では、分館も1館として計上している。

#### 1.2 図書館

図書館法の規定に基づいて設置された「図書館」であり、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、地方公共団体、日本赤十字社、一般社団法人又は一般財団法人が設置したいわゆる「公共図書館」のほか、特定の対象又は特定の資料を中心に運営されるものとして、学校図書館、大学図書館、企業内図書館などが

ある。

本書では、このうち「公共図書館」を対象としており、国立図書館は含めていない。また、分館もそれぞれ1館として計上している。

なお、「分館」のうち、地方公共団体の設置する図書館については、条例又は教育委員会規則により、本館に所属して設置されたもので、特定の施設設備がその用に供せられ、特定の職員が配置されて図書館奉仕が行われているものをいう。また、法人の設置する図書館については、これに相当するものをいう。

#### 1.3 博物館

博物館法にいう「博物館」とは、地方公共団体が設置する「公立博物館」及び一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、日本赤十字社、日本放送協会が設置する「私立博物館」であり、所在する都道府県の教育委員会の博物館登録原簿に登録したもの（登録博物館）をいう。

なお、本書では、博物館法第29条による「博物館に相当する施設」として教育委員会が指定したものも含まれている。

博物館は次のように区分されている。

総合博物館	科学博物館	歴史博物館
美術博物館	野外博物館	動物園
植物園	動植物園	水族館

#### 1.4 青少年教育施設

青少年に対し団体宿泊訓練、各種の研修、体育などを通じ心身共に健全な青少年の育成を図ることを目的として地方公共団体が条例で設置し、教育委員会が所管するもの及び独立行政法人が設置した施設をいう。

現在、これに該当するものとして、次の施設がある。

少年自然の家……少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、野外活動、自然探究等を通じてその情緒や社会性を豊かにし、心身共に健全な少年の育成を図るための施設をいう（「少年自然の家」以外の名称を用いているものを含む。）。

青年の家（宿泊型）……団体宿泊訓練を通じて、規律・協同・友愛・奉仕等の精神をかん養し、心身

共に健全な青年の育成を図るための施設（宿泊型）をいう（「青年の家」以外の名称を用いているものを含む。）。

青年の家（非宿泊型）……青年の日常生活に即した交友と研さんの場を提供し、青年の研修、団体活動の助長を図るための施設（非宿泊型）をいう（「青年の家」以外の名称を用いているものを含む。）。

児童文化センター……少年に対し科学知識の普及、実験実習の場の提供、情操のかん養、生活指導等を行い、健全な自発的活動の促進を図るための施設をいう。

野外教育施設……「少年自然の家」や「青年の家」に類似した目的や趣旨を有するが、宿泊のための建物を持たない、野外体験活動のための施設・設備が中心となるような施設であって、「少年自然の家」、「青年の家」、「児童文化センター」に該当しない施設をいう。

その他の青少年教育施設……「少年自然の家」や「青年の家」に類似した目的や趣旨を有し、施設の目的の一つとして、青少年の交流や学習の支援を実施するが、「少年自然の家」、「青年の家」、「野外教育施設」と異なり、青少年以外の研修やスポーツなど必ずしも青少年教育のみを行っているとは限らない施設をいう。

## 2 社会教育学級・講座数

青少年学級・講座数  
成人一般学級・講座数  
女性学級・講座数  
高齢者学級・講座数

資料源 文部科学省生涯学習政策局「社会教育調査報告書」

調査概要 Gの1（475ページ）を参照

### 2.1 社会教育学級・講座数

教育委員会及び公民館が開設した社会教育学級・講座数である。

「学級・講座」は、一定期間にわたって組織的・継

続的に行われる学習形態をいう。

社会教育学級・講座の種別は、次のとおりである。

少年を対象とするもの……少年教室等

青年を対象とするもの……青年学級，青年教室等

成人一般を対象とするもの……成人学校，成人学級，市民学校，生活学校，専門講座，夏期講座，市民大学等

女性のみを対象とするもの……女性学級，女性講座，女性教室，女性大学等

高齢者のみを対象とするもの……高齢者教室，高齢者学級，高齢者大学，老人大学等

## 3 娯楽施設

常設映画館数

資料源 厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

調査概要 都道府県・政令指定都市・中核市における衛生・福祉関係業務について、厚生労働省報告例のうち衛生業務関係を年度末現在において取りまとめたものである。

なお、平成22年度については、東日本大震災の影響のため、岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域を除いた数値である。

### 3.1 常設映画館数

興行場法第1条第1項に規定する施設で、同法第2条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けた常設映画館の年度末現在数である。

## 4 スポーツ施設数

社会体育施設  
多目的運動広場  
体育館  
水泳プール〔屋内、屋外〕

資料源 文部科学省生涯学習政策局「社会教育調査報告書」

調査概要 Gの1（475ページ）を参照

#### 4.1 社会体育施設

本書でいう社会体育施設とは、一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設をいう。

ただし、青少年教育施設等に附帯する体育施設は除く。

##### 多目的運動広場

面積が 992㎡以上で、必要に応じて各種のスポーツが行えるものである（学校の運動場数を含む。）。

##### 体育館

競技用床面積が 132㎡以上の建物で、必要に応じて各種のスポーツが行えるものである。

##### 水泳プール

屋内外を問わず水面積が 150㎡以上の水泳プールである。

### 5 年間の行動者率

ボランティア活動  
スポーツ  
旅行・行楽  
海外旅行

**資料源** 総務省統計局「社会生活基本調査結果」

**調査概要** 「社会生活基本調査」は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的として、昭和51年から5年ごとに実施されている。

#### 5.1 ボランティア活動

報酬を目的としないで自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行っている活動をいう。

#### 5.2 スポーツ

個人の自由時間の中で行うスポーツをいい、学生が体育の授業で行うものや職業スポーツ選手が仕事として行うものは含まない。

#### 5.3 旅行・行楽

仕事や学業などを含めた「旅行・行楽」を指す。

旅行とは、1泊2日以上にわたって行う全ての旅行をいう。

行楽とは、日常生活圏を離れて宿泊を伴わず半日以上かけて行うものをいう。また、夜行日帰りを含む。

#### 5.4 海外旅行

観光旅行、業務出張・研修・その他海外へ旅行した場合をいう。

### 6 旅行・宿泊

延べ宿泊者数  
外国人延べ宿泊者数  
実宿泊者数  
客室稼働率  
一般旅券発行件数

**資料源** 観光庁観光戦略課「宿泊旅行統計調査」、外務省領事局「旅券統計結果」

**調査概要** 「宿泊旅行統計調査」は、我が国の当該年1月から12月までの各月における宿泊旅行の実態等を全国規模で把握し、観光行政の基礎資料とするための調査である。

なお、本書では従業者数10人以上のホテル、旅館、簡易宿所及び会社・団体の宿泊所などの全宿泊施設の結果を掲載している。

「旅券統計」は、旅券発行数の動向等を明らかにすることを目的として、日本国内及び海外における日本国旅券の発行数の集計を行っている。

#### 6.1 延べ宿泊者数

宿泊者（寝具を使用して施設を利用するもの。子供や乳幼児を含む。）の延べ人数をいう。

##### 外国人延べ宿泊者数

外国人（日本国内に住所を有しないもの）の宿泊者の延べ人数をいう。

なお、宿泊旅行統計調査では国籍（出身地）を19区分表章しており、本書では合計数を掲載している。

#### 6.2 実宿泊者数

宿泊手続をした人数で、子供や乳幼児も1人として計上されている。

### 6.3 客室稼働率

利用客室数を総客室数で除して算出したものである。

### 6.4 一般旅券発行件数

旅券統計にいう一般旅券の発行数の総数を指す。

## 7 その他

NPO法人認証数

資料源 内閣府NPOホームページ

### 7.1 NPO法人認証数

NPO法人認証数は、特定非営利活動促進法に基づいて認証された法人数（累計）をいう。

平成23年度までは、所轄庁が内閣府であった法人は含まれないが、24年度より「特定非営利活動促進法」が改正され、内閣府が所管庁であった法人も、都道府県及び政令指定都市が所管庁となり、各都道府県別数値に含まれている。

## H 居 住

### 1 住宅数

総住宅  
 居住世帯あり住宅  
 持ち家  
 借家  
 民営借家  
 空き家  
 住宅の建て方  
 一戸建  
 長屋建  
 共同住宅  
 着工新設住宅  
 持ち家  
 貸家

資料源 総務省統計局「住宅・土地統計調査結果」、  
 国土交通省総合政策局「建築統計年報」

調査概要 「住宅・土地統計調査」は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに実施されている。

「建築統計年報」のうち「建築着工統計調査」は、建築物の建設の着工動態を明らかにする統計として「建築物着工統計」、「住宅着工統計」及び「補正調査」で構成され、「建築工事届」に基づいてまとめられる全数調査（補正調査は標本調査）である。

なお、「建築工事届」については、建築物を建築（新築、増改築等）しようとするとき、その延べ床面積が10㎡以上の場合、建築基準法により届出をしなければならないことになっている。

## ＜住 宅＞

住宅とは、普通の一戸建住宅や、アパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の設備要件を満たしていることをいう。ただし、(2)、(3)については、共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

- (1) 一つ以上の居室
- (2) 専用の炊事用流し（台所）
- (3) 専用のトイレ
- (4) 専用の出入口（屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口）

したがって、上記の要件を満たしていれば、ふだん人が居住していなくても、ここでいう「住宅」となる。ただし、次に掲げる施設は含まれない。

- (1) 外国の大・公使館、領事館その他外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅をいう。
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎及びその他の施設
- (5) 在日米軍用施設

### 1.1 総住宅

住宅の総数をいう。

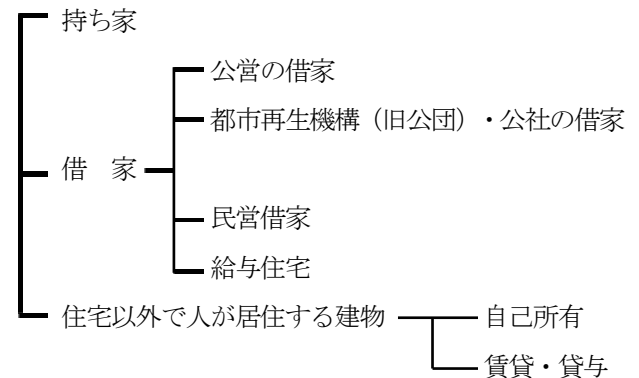
### 1.2 居住世帯あり住宅

「住宅・土地統計調査」でいう「居住世帯あり住宅」とは、ふだん人が居住している住宅で、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あ

るいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

## ＜住宅の所有関係＞

人が居住する住宅及び住宅以外で人が居住する建物について、所有の関係を次のとおり区分している。



### 持ち家

そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅をいう。

最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合や、ローンなどの支払が完了していない場合も含まれる。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も含まれる。

### 借家

そこに居住している世帯以外の者が所有又は管理している住宅をいう。

#### 民営借家

国・都道府県・市区町村・都市再生機構（UR）・公社以外のものが所有又は管理している賃貸住宅で、「給与住宅」でないものをいう。

### 1.3 空き家

#### (1) 二次的住宅

別荘……週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅をいう。

その他……ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅をいう。

## (2) 賃貸用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅をいう。

## (3) 売却用の住宅

新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅をいう。

## (4) その他の住宅

上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などをいう。

### 1.4 住宅の建て方

一戸建住宅……一つの建物が1住宅であるものをいう。

長屋建住宅……二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を有しているものをいう。

なお、「テラス・ハウス」も含まれる。

共同住宅……一棟の中に二つ以上の住宅があり廊下・階段などを共用しているものや、二つ以上の住宅を重ねて建てたものをいう。

階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある場合も「共同住宅」としている。

### 1.5 着工新設住宅戸数、持ち家数、貸家数

建築工事届によって把握された着工工事を経て建築された住宅のうち、新設・増築又は改築等によって新たに造られた住宅である。「住宅着工統計」でいう住宅とは、家計を営む者が独立して居住できるように設備された1棟若しくは数棟の建築物又は区画されたその一部をいう。

また、着工新設住宅は、利用関係別に次のとおり区分されている。

持ち家……建築主が自分で居住する目的で建築するものをいう。

貸家……建築主が賃貸する目的で建築するものをいう。

給与住宅……会社、官公署、学校等がその社員、職

員、教員等を居住させる目的で建築するものをいう。

分譲住宅……建て売り、分譲の目的で建築するものをいう。

## 2 住宅の質

敷地面積

延べ面積

居住室数

畳数

高齢者等用設備住宅数

床面積

着工居住用建築物

着工新設住宅

最低居住面積水準

資料源 総務省統計局「住宅・土地統計調査結果」、国土交通省総合政策局「建築統計年報」

調査概要 Hの1 (478ページ) を参照

### 2.1 敷地面積

一戸建、長屋建の面積であり、登記の有無、登記上の地目(宅地、田、畑などの区分)や登記上の土地の区分(一筆)に関係なく、その住宅及び附属建物の敷地となっている土地の面積のことである。工場、事務所などと同じ構内に住宅がある場合には、工場、事務所などの敷地を除いた面積とした。農家などの場合、囲いの中にある附属建物(作業所、畜舎など)の部分の敷地は含めているが、畑などに使っている部分は、登記上の地目に関係なく除いている。マンションなどの共同住宅や長屋建の場合は、棟の敷地面積ではなく、各住宅の敷地相当分(区分所有)の面積である。

### 2.2 延べ面積

各住宅の床面積の合計をいう。これには、居住室の面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、押し入れ、廊下、農家の土間などや、店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めている。

また、同居世帯がある場合は、同居世帯の使用している部分の面積も含まれる。しかし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面



積は含めていない。アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積としている。

### 2.3 居住室数

居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室などの居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など及び店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めていない。

### 2.4 畳数

居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室などの居住室の畳数（広さ）の合計をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など及び店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めていない。

洋間など畳を敷いていない居住室も、3.3㎡（1坪）を2畳の割合で畳数に換算している。

ダイニング・キッチンの畳数は、流しや調理台などの部分を除いた面積で計算している。

同居世帯がある場合には、同居世帯が使用している室数も含めている。

### 2.5 高齢者等用設備住宅数

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を有する住宅をいい、その設備・構造については次のとおりである。

- ・手すりがある
- ・またぎやすい高さの浴槽
- ・廊下などの幅が車椅子で通行可能
- ・段差のない屋内
- ・道路から玄関まで車椅子で通行可能

### 2.6 床面積（着工居住用建築物、着工新設住宅）

着工居住用建築物床面積は、次に掲げる建築物の各階の床面積の合計である。

居住専用建築物……専ら居住の用に供せられる建築物

居住産業併用建築物……産業の用に供せられる部分

と居住の用に供せられる部分とが結合した建築物で、居住の用に供せられる部分の床面積が延べ面積の20%以上である建築物

着工新設住宅床面積は、新設住宅のうち、持ち家、貸家、給与住宅及び分譲住宅のそれぞれの各階の床面積である。

### 2.7 最低居住面積水準

最低居住面積水準とは、世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準をいう。

## 3 世帯等

普通世帯数

家計を主に支える者が雇用者である

普通世帯数（通勤時間90分以上）

資料源 総務省統計局「住宅・土地統計調査結果」

調査概要 Hの1（478ページ）を参照

### 3.1 普通世帯数

住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も普通世帯としている。

なお、住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいる又は寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば普通世帯としている。

### 3.2 家計を主に支える者が雇用者である普通世帯数（通勤時間90分以上）

本書では、家計を主に支える者が雇用者であって、自宅から勤め先までの通常の通勤所要時間（片道）の合計（徒歩や乗換え、待ち合わせの時間を含む。）が90分以上である普通世帯数を掲載している。

## 4 家賃

公営賃貸住宅家賃、民営賃貸住宅家賃

資料源 総務省統計局「小売物価統計調査結果」

調査概要 「小売物価統計調査」は、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービス料金及び家賃を調査して、消費者物価

指数, その他物価に関する資料を作成するため, 事業所(小売店舗, 百貨店, 電気・ガス事業所), 民営住宅に居住する世帯及び公営住宅の事業主を対象として毎月行われる調査であり, 価格調査, 家賃調査及び宿泊料調査で構成されている。

なお, 本書に掲載した数値は, 都道府県庁所在市の結果である。

#### 4.1 公営賃貸住宅家賃, 民営賃貸住宅家賃

公営賃貸住宅の範囲は, 都道府県営, 市町村営, 独立行政法人都市再生機構, 都道府県住宅協会(住宅公社)又は市町村住宅協会が経営管理する賃貸住宅であり, 民営賃貸住宅は, 公営賃貸住宅以外のものである。

家賃(月額)は, 都道府県庁所在市における毎月の調査値の3.3m<sup>2</sup>当たり年平均価格である。

## 5 住宅建設費

着工居住用建築物工事費予定額

**資料源** 国土交通省総合政策局「建築統計年報」

**調査概要** 「建築着工統計調査結果」は, Hの1(478ページ)を参照

### 5.1 着工居住用建築物工事費予定額

建築着工統計調査の建築物着工統計という「居住専用建築物」と「居住産業併用建築物」の工事費予定額の合計である。補正調査を行って実施額を調査しているが, これによる予定額の補正はなされていない。

また, 予定額には, 電気, ガス, 給水, 排水など建築設備に要する工事予定額も含まれる。

## 6 電気

電灯使用電力量

**資料源** 電気事業連合会「電気事業便覧」

### 6.1 電灯使用電力量

電気事業法の規定に基づき, 一定の区域を限ってその区域内の一般の需要に応じ, 電気を供給する事業を営むことについて経済産業大臣の許可を受けた一般電気事業者が供給する電力の使用電力量のうち, 電灯に係る部分をいう。

## 7 都市ガス

供給区域内世帯数  
販売量

**資料源** 資源エネルギー庁電力・ガス事業部「ガス事業年報」

**調査概要** 年度末現在において操業中の一般ガス事業者の製造設備, 需要家数などを取りまとめたものである。

### 7.1 供給区域内世帯数

ガス供給区域内における年度末現在の一般世帯数である。

### 7.2 都市ガス販売量

家庭用, 商業用, 工業用など販売量の年度合計である。

## 8 ガソリン

販売量

**資料源** 石油連盟「都道府県別石油製品販売総括」

### 8.1 ガソリン販売量

石油製品製造・輸入業者の販売業者向け及び消費者向け販売数量の年度合計である。

## 9 水道

上水道給水人口  
簡易水道給水人口  
専用水道給水人口

**資料源** 公益社団法人日本水道協会「水道統計結果」

**調査概要** 年度末現在, 認可を得ている上水道事業, 水道用水供給事業及び届け出ている専用水道について調査している。

なお, 平成22年度は, 東日本大震災の影響のため, 岩手県及び福島県の一部の地域を除いた数値である。

また, 平成24年度は, 東日本大震災の影響のため, 福島県の一部の地域を除いた数値である。

### 9.1 上水道給水人口

上水道とは、計画給水人口が5,001人以上の水道をいう。給水人口とは、年度末現在において当該水道により居住に必要な給水を受けている人口をいい、計画給水人口とは、当該水道事業の目標年次（水道法第7条に規定する事業計画の最終年度）における給水人口をいう。

### 9.2 簡易水道給水人口

簡易水道とは、計画給水人口が101人以上、5,000人以下の水道をいう。

### 9.3 専用水道給水人口

専用水道とは、寄宿舎、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に給水するもの又は1日最大給水量が20m<sup>3</sup>を越えるものをいう。

## 10 下水道

排水区域人口

処理区域人口

トイレ水洗化人口

**資料源** 公益社団法人日本下水道協会「下水道統計（行政編）」

**調査概要** 旧下水道法の規定により認可を受けた事業、下水道法の規定により年度末までに認可を受けた公共下水道事業、流域下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び同施設並びに下水道法の規定により許可を受けた沖縄の公共下水道事業及び同施設を対象に、その計画、設備、各種作業等の状況について取りまとめたものである。

なお、平成22年度の岩手県、宮城県及び福島県については、東日本大震災の影響のため、他の都道府県とは算出資料が異なり、一部の地域については、21年度の数値を22年度として掲載している。

### <下水道>

本書では、下水道として、「公共下水道」、「流域下水道」、「特定公共下水道」及び「特定環境保全公

共下水道」の合計を計上している。

これらの下水道とは、次に掲げるものをいう。

#### (1) 公共下水道

主として市街地における下水（汚水又は雨水）を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものである。これには、汚水と雨水を同一の管路で排除する合流式と、汚水と雨水を別々の管路で排除し、汚水のみを終末処理場で処理する分流式とがある。

#### (2) 流域下水道

専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二つ以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。

#### (3) 特定公共下水道

公共下水道の一種であり、工場等の排水が多いため、下水道の建設費の一部を、工場等を設置する事業者負担させて事業を行うものをいう。

#### (4) 特定環境保全公共下水道

市街化区域外にある農村部の生活環境の改善、湖沼等の環境保全のための下水処理施設をいう。

### 10.1 排水区域人口

公共下水道、流域下水道及び特定環境保全公共下水道により下水を排除できる地域の年度末現在の人口である。

### 10.2 処理区域人口

排水区域人口のうち、排除された下水を終末処理場により処理することができる地域の人口である。

平成24年度は外国人を含む。

### 10.3 トイレ水洗化人口

本書では、処理区域内の世帯のうち、水洗トイレを設置している世帯の年度末現在の人口を掲載している。

なお、この水洗トイレには浄化槽によるものは含まれない。

また、平成22年度の沖縄県については、一部の地域で21年度の数値を22年度の数値として掲載している。

## 11 し尿・ごみ処理

非水洗化人口  
ごみ計画収集人口  
ごみ総排出量  
ごみ処理量  
ごみ最終処分量  
最終処分場残余容量  
ごみのリサイクル率

**資料源** 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「一般廃棄物処理実態調査結果」

**調査概要** 一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的とした調査である。

なお、平成22年度は、東日本大震災の影響のため、宮城県の一部の地域の数値を除いている場合がある。

### 11.1 非水洗化人口

市町村等がその計画収集区域内において、し尿の収集を行っている人口（計画収集人口）と自家処理を行っている人口（自家処理人口）をいう。

### 11.2 ごみ計画収集人口

市町村等がその計画収集区域内において、ごみの収集を行っている人口をいう。

### 11.3 ごみ総排出量

ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量  
計画収集量……計画収集人口の生活系のごみや許可業者の収集が含まれている。

直接搬入量……事業系のごみなど各自治体を通さずごみ処理場に搬入されたものをいう。

自家処理量……市町村等により計画収集される以外の家庭系一般廃棄物で、ごみを自家肥料又は飼料として用いるか、直接農家等に依頼して処分させ又は自ら処分しているものをいう。

集団回収量……市町村による用具の貸出し、補助金の交付等で市町村の登録された住民団体によって回収された量である。

（平成16年度調査までは、ごみ総排出量＝

計画処理量＋直接搬入量＋自家処理量である。）

### 11.4 ごみ処理量

ごみ処理量＝

直接焼却量＋直接最終処分量＋焼却以外の中間処理量（粗大ごみ処理施設＋ごみ堆肥化施設＋ごみ飼料化施設＋メタン化施設＋ごみ燃料化施設＋その他の資源化等を行う施設＋その他施設）＋直接資源化量の合計

直接資源化量……資源化等を行う施設を経ずに市町村等から直接、再生業者等に搬入される量

### 11.5 ごみ最終処分量

直接最終処分量、償却残渣量及び焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量の合計である。

### 11.6 最終処分場残余容量

埋立中の処分地における残余容量及び工事着工した処分地の計画容量の合計である。したがって埋立てが開始されていないものの潜在的な容量は、考慮されていない。

### 11.7 ごみのリサイクル率

総収集量のうち資源の占める割合であり、次式によって算出される。

リサイクル率（％）＝

$$\frac{(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量})}{(\text{ごみの処理量} + \text{集団回収量})} \times 100$$

## 12 小売店、飲食店数

小売店

織物・衣服・身の回り品店

飲食料品店

大型小売店

百貨店・総合スーパー

セルフサービス事業所

コンビニエンスストア

給油所

飲食店

**資料源** 小売店、大型小売店及び飲食店は、総務省統計局「経済センサス-基礎調査結果」、セルフサービス事業所及びコンビニエンスストアは、

経済産業省大臣官房調査統計グループ「商業統計表」、総務省統計局及び経済産業省大臣官房調査統計グループ「経済センサス-活動調査結果」、給油所は、資源エネルギー庁資源・燃料部「業務資料」

**調査概要** 「経済センサス-基礎調査」は、Cの2（451ページ）を参照

「商業統計調査」は、Cの4（455ページ）を参照

「経済センサス-活動調査」は、Cの2（451ページ）を参照

平成23年度数値については、東日本大震災の影響により一部の地域を除いている。

## 12.1 小売店

平成19年11月改定の日本標準産業分類の「卸売業、小売業」のうち、「各種商品小売業」～「無店舗小売業」に該当する民営の事業所である。ただし、管理、補助的経済活動を行う事業所は含まない。

### 織物・衣服・身の回り品店、飲食料品店

それぞれ、日本標準産業分類による「織物・衣服・身の回り品小売業」及び「飲食料品小売業」に該当する民営事業所である。

## 12.2 大型小売店

民営の小売業事業所のうち、50人以上の従業者を有する事業所をいう。したがって、百貨店などのほか、スーパーマーケットなども50人以上の従業者がいればここに含まれる。ただし、管理、補助的経済活動を行う事業所は含まない。

### 百貨店・総合スーパー

衣・食・住にわたる各種の商品を小売する民営の事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいい、ここでは、従業者が常時50人以上の事業所としている。

## 12.3 セルフサービス事業所

商業統計調査における小売業事業所のうち、売場面積の50%以上について「セルフサービス方式」による販売形態を採用している事業所である。

なお、「セルフサービス方式」とは、次の三つの条件を備えた販売方法をいう。

- (1) 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること。
- (2) 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレー等により、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること。
- (3) 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること。

## 12.4 コンビニエンスストア

セルフサービス事業所のうち、売場面積が30㎡以上250㎡未満で飲食料品を扱っており、営業時間が14時間以上又は終日営業の事業所をいう。

## 12.5 給油所

揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定する給油所をいい、同法の大蔵大臣の登録を受けた揮発油販売業者の登録申請書に記載された給油所をいう。

## 12.6 飲食店

平成19年11月改定の日本標準産業分類による「宿泊業、飲食サービス業」のうち「飲食店」に該当する民営事業所である。ただし、管理、補助的経済活動を行う事業所は含まない。

## 13 サービス関係店舗数

理容・美容所  
クリーニング所  
公衆浴場

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

**調査概要** 「衛生行政報告例」は、Gの3（476ページ）を参照

### 13.1 理容・美容所

理容師法による理容所と、美容師法による美容所の施設数である。

### 13.2 クリーニング所

クリーニング業法によるクリーニング所の施設数で

ある。受け渡しのみを行う取次所も含まれている。

### 13.3 公衆浴場

温湯，潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設であって，入浴料金が公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づく都道府県知事の統制を受け，かつ，当該施設の配置について都道府県の条例による規制の対象にされるものをいう。したがって，個室付浴場，ヘルスセンター，サウナ風呂等は含まれていない。

本書では，公営と私営の普通浴場の施設数を掲載している。

## 14 通信

郵便局数  
電話加入数  
住宅用電話加入数  
公衆電話施設数  
携帯電話契約数

**資料源** 日本郵便株式会社ホームページ，東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社「業務資料」，総務省総合通信基盤局「通信量からみた我が国の通信利用状況」

**調査概要** 携帯電話を除く電話関係は，東・西日本電信電話株式会社が業務上把握している年度末の数値を取りまとめたものである。ただし，支店別等のため行政区域別の数値とは必ずしも一致しない。

「通信量からみた我が国の通信利用状況」は，電気通信事業者から報告のあった音声通信量データについて取りまとめたものである。

### 14.1 郵便局数

直営の郵便局（分室も含む。）及び簡易郵便局の合計数である。ある季節中に限って開設される定期開設局及び何らかの事情により閉鎖されている閉鎖局も含まれている。

### 14.2 電話加入数

東・西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約

款第5条（電話サービスの種類）にいう加入電話の契約数をいい，公衆電話は含まれていない。

加入電話とは東・西日本電信電話株式会社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する電話サービス（着信用電話，緊急通報用電話及びその他の電話サービスとなるものを除く。）であり，次のとおり区分される。

単独電話……事業所集団電話以外のもの  
事業所集団電話……契約者回線が集団用交換設備に収容されるもの

### 14.3 住宅用電話加入数

住宅用として契約された単独電話の数である。

### 14.4 公衆電話施設数

街頭その他の場所に設置され，公衆の利用に供される電話のうち，街頭及び店頭公衆電話の施設数である。

### 14.5 携帯電話契約数

移動通信に契約している数である。

平成24年度以降はPHSの件数を含む。

## 15 道路

道路実延長  
主要道路実延長  
市町村道実延長  
舗装道路実延長  
道路平均交通量

**資料源** 国土交通省道路局「道路統計年報」，「道路交通センサス結果」

**調査概要** 「道路統計年報」は，道路統計調査の結果を取りまとめたものであり，道路法の適用される高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び市町村道について，4月1日現在の状況を調査したものである。

「道路交通センサス」は，全国の道路の交通量・道路現況，自動車交通の起終点，運行目的等を調査したものである。

### 15.1 道路実延長

道路とは，道路法にいう一般交通の用に供する道で，

高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び市町村道をいう。

道路実延長とは，高速自動車国道を除く道路の総延長から重用延長，未供用延長及び渡船延長を除いた延長をいう。

「総延長」は，道路法の規定に基づき指定又は認定された路線の全延長であり，「重用延長」は上級の路線に重複している区間の延長である。また「未供用延長」は，路線の認定の告示がなされているが，まだ供用開始の告示がなされていない区間の延長であり，「渡船延長」は，海上，河川，湖沼部分で渡船施設があり，道路法の規定に基づき供用開始されている区間の延長である。

なお，トンネル，橋りょう，道路用エレベーター等道路と一体となっている施設は含まれるが，農道，林道はここでは道路に含まれていない。

## 15.2 主要道路実延長

本書では，一般国道，主要地方道（主要市道を含む。）及び一般都道府県道を主要道路とし，これらの実延長の合計をもって主要道路実延長としている。

## 15.3 市町村道実延長

市町村の区域内に存する道路の実延長で，市町村長がその路線を認定したものをいう。

## 15.4 舗装道路実延長

舗装道路とは，人や車両が円滑でかつ安全な交通を図るとともに，沿道環境の保全に資するため，道路面をれんが，石片，アスファルト，セメントなどで固めたものをいう。本書では，セメント系・アスファルト系舗装道及び簡易舗装道の合計をもって舗装道路実延長としている。

## 15.5 道路平均交通量

道路平均交通量とは，道路交通センサスの一般交通量調査における平日の道路計の12時間当たりの自動車（3輪以上）の走行距離の総和（12時間走行台キロ）を区間延長の総和で除したものを指し，12時間走行台キロの算定は，12時間交通量に区間の延長を乗じたものを加算したものである。

## 16 自動車数

保有自動車

自家用乗用車

営業用乗用車（登録車両）

**資料源** 国土交通省自動車局「自動車保有車両数」

**調査概要** 道路運送車両法に規定する「登録自動車」，「小型二輪自動車」及び「軽自動車」の車両数を3月31日現在で用途別，車種別，業態別，陸運局別等に集計整理したものである。

### 16.1 保有自動車

登録自動車，小型二輪自動車及び軽自動車の合計をいう。

なお，登録自動車とは，道路運送車両法の規定により自動車登録ファイルに登録されたものであり，その種別としては，普通自動車，小型自動車（二輪を除く。），大型特殊自動車に分けられる。

#### 自家用乗用車

保有自動車のうちの自家用乗用車である。

#### 営業用乗用車（登録車両）

保有自動車のうちの営業用乗用車である。

## 17 都市計画区域面積

市街化調整区域

用途地域

住居専用地域

住居地域

商業・近隣商業地域

工業・準工業地域

工業専用地域

**資料源** 国土交通省都市局「都市計画年報」

**調査概要** 都道府県及び市町村において都市計画の決定がなされているもの（土地区画整理事業については，土地区画整理法上の全ての土地区画整理事業）を対象に調査したものである。

### 17.1 市街化調整区域

都市計画法では，都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域を定め無秩序な市街化を防止し，計画的な市街化を図ることとしている。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域である。

## 17.2 用途地域

都市計画区域内の市街地の大枠としての土地利用を都市計画で定め、それぞれの目的に応じて、建築物の用途、容積等に関して一定の制限を加えることにより、土地の合理的かつ適正な利用を図る目的で考えられたのが用途地域の制度である。

都市計画法では、用途地域として、各地域を定めている。

第一種（低層、中高層）住居専用地域  
 第二種（低層、中高層）住居専用地域  
 第一種・第二種住居地域 準住居地域  
 近隣商業地域 商業地域 準工業地域  
 工業地域 工業専用地域

### 住居専用地域

本書では、第一種・第二種住居専用地域を合算し、住居専用地域として掲載している。

第一種・第二種低層住居専用地域……低層住宅のため良好な住環境を保護するための地域であり、都市計画の一環で、都市計画法で定められた用途地域の一つである。用途地域の住居系の用途地域の一つで、第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域に分けられる。第一種低層住居専用地域は、低層住宅の良好な環境の保護を、第二種低層住居専用地域は、主として低層住宅の良好な環境の保護を目的とした地域である。「専用」という言葉が付いているとおり、用途地域の中で最も厳しく住宅以外の建築を制限し、住環境を守ろうとしている地域である。一戸建、マンションなどの共同住宅のほか、学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）は建築できるが、病院は建築できない。第一種低層住居専用地域では、小規模店舗も建設できない。第二種低層住居専用地域で

も、150㎡以下のものに限る。建ぺい率は、原則として30～60%、容積率は接している道路幅によって変わるが、200%程度である。

第一種・第二種中高層住居専用地域……中高層住宅のための良好な住環境を保護するための地域であり、都市計画の一環で、都市計画法で定められた用途地域の一つである。用途地域の住居系の用途地域の一つで、第一種中高層住居専用地域と第二種中高層住居専用地域に分けられる。第一種中高層住居専用地域は、中高層住宅のための良好な環境の保護を、第二種中高層住居専用地域は、主として中高層住宅の良好な環境の保護を目的とした地域である。一戸建、マンションなどの共同住宅のほか、学校、病院は建築できるが、大規模な店舗は、第一種中高層住居専用地域では建築できない。また、カラオケボックスやマージャン店、工場などはどちらも建築できない。建ぺい率は原則として、30～60%、容積率は接している道路幅によって変わるが、400%程度である。

### 住居地域

第一種住居地域は、住宅の環境保護を目的とし、第二種住居地域は、主として、住居の環境保護を目的として、大規模な店舗やオフィスビルなどの建設が制限されている。第一種住居地域では、一戸建、マンションなどの共同住宅のほか、学校、病院、店舗などが建築できるが、カラオケボックスやマージャン店は建築できない。建ぺい率は、原則として50～80%、容積率は接している道路幅によって変わるが、400%程度である。

### 商業・近隣商業地域

本書では、商業地域と近隣商業地域の合計を商業・近隣商業地域として掲載している。

商業地域……主として商業、その他の業務の利便を増進するため定められた地域である。

建築基準法によりこの地域で禁止される建築物は、原動機を使用する工場、作業場の床面



積が150㎡を超えるもの（日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積が300㎡以下の自動車修理工場を除く。）等ほか、「準工業地域」で禁止されている工場及び危険物の貯蔵又は処理に供するものとなっている。

近隣商業地域……近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業、その他の業務の利便を増進するため定められた地域である。

建築基準法によりこの地域で禁止される建築物は、劇場、映画館、キャバレー、個室付浴場に係る公衆浴場等のほか、「商業地域」及び「準工業地域」で禁止されている工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの等となっている。

#### 工業・準工業地域

本書では、工業地域と準工業地域の合計を工業・準工業地域として掲載している。

工業地域……主として工業の利便を増進するため定められた地域である。

建築基準法によりこの地域で禁止される建築物は、ホテル、料理店、キャバレー、個室付浴場に係る公衆浴場、劇場、映画館、学校、病院等となっている。

準工業地域……主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定められた地域である。

建築基準法によりこの地域で禁止される建築物は、危険物等を製造する工場、危険物の貯蔵又は処理に供するものとなっている。

#### 工業専用地域

工業の利便を増進するため定められた地域である。建築基準法によりこの地域で禁止される建築物は、「工業地域」で禁止されているもののほか、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、物品販売業を営む店舗、飲食店、図書館、博物館、ボウリング場、スケート場、水泳場、マージャン屋、パチンコ屋等となっている。

各地域共、建築基準法により建築できる建築物に制限があるが、公益上やむを得ないものなどは、例外的に許可されることになっている。

## 18 都市公園

都市公園面積

都市公園数

街区公園

近隣公園

運動公園

**資料源** 国土交通省都市局「都市公園整備水準調査」

**調査概要** 都市緑化関係法令に基づき都市公園の開設面積、公園施設数、管理体制等の状況について、年度末現在で取りまとめたものである。

なお、平成22年度については、東日本大震災の影響のため、岩手県、宮城県及び福島県は、21年度の数値を22年度として掲載している地域もある。

### 18.1 都市公園

国及び地方公共団体が設置する都市計画施設である公園及び緑地又は地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園や緑地である。

都市公園は、次のように区分されている。

街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園
運動公園	特殊公園	大規模公園	
国営公園	緩衝緑地	都市緑地	都市林
緑道	広場公園		

#### 街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250mの範囲内で1か所当たり面積0.25haを標準として配置される。

#### 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 500mの範囲内で1か所当たり面積2haを標準として配置される。

## 運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置される。

## I 健康・医療

### 1 医療施設数

一般病院, 精神科病院  
 公立一般病院  
 一般診療所, 歯科診療所  
 介護療養型医療施設

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設調査結果」, 「介護サービス施設・事業所調査結果」

**調査概要** 「医療施設調査」は、病院・診療所の分布及び整備の実態を明らかにし、医療施設の診療機能を把握することを目的とした調査である。

各都道府県知事から施設の開設・廃止等の報告を徴集する「医療施設動態調査」と、全施設の詳細な実態を把握することを目的とし3年ごとに実施する「医療施設静態調査」がある。

なお、本書の施設数では、休止又は1年以上休診中のものを除いている。

「介護サービス施設・事業所調査」は、平成12年4月から介護保険制度が施行されたことに伴い、全国の介護サービスの提供体制、提供内容を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としている。

調査の対象は、介護保険制度における介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所である。

特別養護老人ホームについては、社会福祉施設等調査で把握していたが、平成12年から本調査で把握することとなった。

なお、平成21年及び24年に調査の方法等が変更されているため、単純に時系列比較できない。

### 1.1 一般病院, 精神科病院

病院とは、医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものであり、次のように分類される。

一般病院……………下記以外の病院  
精神科病院……………精神病床のみを有する病院  
結核療養所……………結核病床のみを有する病院

#### 公立一般病院

一般病院のうち国（厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構等）、都道府県及び市町村又はこれらの一部事務組合が開設者である病院である。

### 1.2 一般診療所, 歯科診療所

医師又は歯科医師が管理し、主として医業又は歯科医業を行う場所であって、かつ、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させる施設を有するものをいう。

なお、医師又は歯科医師が往診のみによって診療に従事しているものや、沖縄県における介輔診療所及び歯科介輔診療所（平成20年まで）は診療所に含まれている。

### 1.3 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことを目的とする施設である。

## 2 病床数

一般病院病床  
公立一般病院病床  
一般診療所病床  
精神病床

資料源 厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設調査結果」

調査概要 I の 1（490ページ）を参照

### 2.1 病床数

病床数とは、医療法第27条に基づき使用許可を受けている病床数をいい、次の5種類に分類される。

#### (1) 精神病床

精神疾患を有する者を入院させるための病床

#### (2) 感染症病床（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の施行に伴い伝染病床を改めた。）

新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新患者を入院させるための病床

#### (3) 結核病床

結核の患者を入院させるための病床

#### (4) 療養病床

主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

#### (5) 一般病床

### 2.2 一般病院病床数

一般病院には、一般病床のほかに精神病室の病床（精神病床）、結核病室の病床（結核病床）、感染症病室の病床（感染症病床）及び療養病床を併せ持つことがあるが、本書ではこれらも含めた病床総数を掲載している。

#### 公立一般病院病床数

公立一般病院の病床数である。

### 2.3 一般診療所病床数

一般診療所の病床数である。

### 2.4 精神病床数

精神科病院の持つ病床のほかに、一般病院の精神病室の病床（精神病床）がある。

## 3 医療施設従事者数

医師、歯科医師  
一般病院常勤医師  
看護師、准看護師  
一般病院看護師、准看護師

資料源 医師・歯科医師は、厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査結果」、

一般病院常勤医師・一般病院看護師・准看護師は、同部「病院報告」、看護師・准看護師は、同部「衛生行政報告例」

**調査概要** 「医師・歯科医師・薬剤師調査」は、毎年末現在、医師、歯科医師及び薬剤師から住所地の都道府県知事に届けられる報告を取りまとめたものであるが、昭和57年に医師法、歯科医師法及び薬剤師法がそれぞれ改正され、届出は隔年に改められた。

「病院報告」は、患者の利用状況等について、毎月全国の病院の管理者から報告されるものである。

従事者は、有給、無給にかかわらず、10月1日24時現在に在籍する者の数を計上している。

「衛生行政報告例」は、Gの3（476ページ）を参照

### 3.1 医師、歯科医師数

「医師・歯科医師・薬剤師調査」にいう医師及び歯科医師は、医師法に規定する医師国家試験又は歯科医師法に規定する歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。

なお、この数は従業地別の数値である。

### 3.2 一般病院常勤医師数

「病院報告」にいう一般病院における常勤医師とは、その施設の所定の全診療時間を通じて勤務する医師である。

### 3.3 看護師、准看護師数

「衛生行政報告例」にいう看護師及び准看護師は、看護師及び准看護師のうち、看護業務に現に従事している者である。看護師（准看護師）、助産師、保健師の免許を二つ以上持っていて現にそれぞれの業務に従事している場合は、主として従事しているものに計上されている。

なお、この数は就業場所別の数値である。

「病院報告」にいう一般病院従事者の看護師及び准看護師も、資格のみによらず、主として担当する業務の種別によって区分している。したがって、看護師、

保健師の免許を有する者でも、看護業務に従事せず、管理業務で主として事務に従事している場合は、事務職員として計上されている。

## 4 救急活動

救急告示病院数

救急告示一般診療所数

救急自動車数

救急出動件数

**資料源** 救急告示病院・一般診療所数は、厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設調査結果」、救急自動車数及び救急出動件数は、総務省消防庁「救急・救助の現況」

**調査概要** 「医療施設調査」は、Iの1（490ページ）を参照

「救急・救助の現況」は、毎年4月1日現在において、消防本部・署を設置し、救急救助業務を実施している市町村等の状況及び前年の1月1日から12月31日までの業務の実態等について取りまとめたものである。

### 4.1 救急告示病院、救急告示一般診療所数

医師が常時診療に従事し、手術などに必要な施設及び設備を備え、優先的に使用できる病床を備えるなど一定の基準に該当する病院又は診療所であって、その開設者から都道府県知事に対して救急業務に協力する旨の申し出があり、その旨が告示された施設数をいう。

### 4.2 救急自動車数

消防法による救急業務とは、災害により生じた事故、屋外又は公衆の出入りする場所において生じた事故及び屋内において生じた事故（傷病者を医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合）等の救急事故による傷病者が発生した場合、これを救急隊によって、医療機関その他の場所へ緊急に搬送することをいう。

救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成され、このための救急自動車には、搬送に適した設備、救急業務を実施するために必要となる器

具及び材料を備え付けなければならないものとされている。

#### 4.3 救急出動件数

救急自動車の出動は、1回につき1台が普通である。また、多数の傷病者を伴う事故で2台以上が出動した場合には、その台数が計上されている。

なお、誤報、いたずらによる出動は含まれるが、訓練のための出動は除かれている。

### 5 医薬品営業施設数

薬局

医薬品販売業

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

**調査概要** Gの3（476ページ）を参照

#### 5.1 薬局数

薬事法第4条第1項の規定により許可を受けている薬局（同条第2項の規定により更新を受けたものを含む。）数である。

医療施設、診療所内の通称薬局といわれるものは含まれていない。

#### 5.2 医薬品販売業数

医薬品販売業とは、薬事法第24条の規定により医薬品販売業の許可を受けたものであり、店舗販売業、卸売販売業、薬種商販売業、特例販売業、配置販売業の5業種に分けられる。

### 6 患者延数（一般病院、精神科病院）

外来患者

新入院患者

退院患者

在院患者

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「病院報告」

**調査概要** Iの3（491ページ）を参照

#### 6.1 外来患者延数

新来・再来・往診・巡回診療患者の区別なく、全てを合計した患者数である。

同一の病気で継続して診療を受けた場合、2回目以降も「再来」とされるので診療を受けた延べ人数になる。

患者の代理人に対して薬剤を交付したときも外来患者として取り扱っている。

同一患者が二つ以上の診療を受け、それぞれの科でカルテが作成された場合は、それぞれの診療科の外来として取り扱われている。

#### 6.2 新入院患者数

新たに入院した患者数であり、入院してその日のうちに退院した者も含まれている。

#### 6.3 退院患者数

退院した患者数であり、入院してその日のうちに退院した者も含まれている。

#### 6.4 在院患者延数

毎日24時現在、病院に在院中の患者の当年中の合計である。

### 7 標準化死亡率

**資料源** 国立社会保障・人口問題研究所「人口問題研究」

**推計概要** 標準化死亡率は、推計対象時期における年齢別特殊死亡率を男女別に算出し、それらを一定の男女別年齢構成に適用して推計されている。

基礎資料としては、平成12年、17年及び22年の人口動態統計と国勢調査を用いている。

#### 7.1 標準化死亡率

都道府県別の死亡率を比較しようとする場合、それぞれの地域における人口の年齢構成の違いが影響する。この影響を除去する目的で年齢構成が一定であったときに予期される死亡率を推計したものである。

この推計は、男女別に行われ、基準となる年齢構成として、昭和5年の全国人口（沖縄県を含む。）の男女別年齢構成を想定している。

計算は、年齢5歳階級別の死亡数及び人口を基礎と

している。

$$\text{標準化死亡率} = \frac{\sum(L_x \times Q_x)}{L} \times 1000$$

$L_x$  : 標準人口における  $x$  歳の人口

$Q_x$  : ある地域の年齢別死亡率

$L$  : 標準人口

## 8 平均余命

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「都道府県別生命表」, 「完全生命表」

**推計概要** 平均余命は, 生命表作成基礎期間における年齢別死亡率を基礎に, この死亡秩序と出生数がいつも一定と仮定した人口集団を想定し, この集団におけるX歳以上の人口数(X歳人口の生存年数の総和に等しい。)をX歳の生存数で除して推計されている。

都道府県生命表を作成するための基礎資料及び期間は, 国勢調査年を含む前後3年の人口動態統計による日本人における日本人の死亡数及び出生数, 国勢調査による日本人人口を基に, 5年ごとに作成している。ただし, 平成22年については, 東日本大震災の影響のため, 死亡数は平成22年1年間を作成基礎期間としている。

なお, 全国値については「完全生命表」, 都道府県別の値については「都道府県別生命表」に基づいている。

### 8.1 平均余命

X歳に達したものが, その後生存できると期待される平均年数をX歳の平均余命という。

本書では, 男女別に0歳時(平均寿命), 20歳時及び65歳時の平均余命を掲載している。

## 9 死因別死亡者数

生活習慣病

悪性新生物

糖尿病

高血圧性疾患

心疾患(高血圧性を除く)

脳血管疾患

自殺

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

**調査概要** Aの2(444ページ)を参照

### 9.1 死因の分類

本書では, 「第10回修正国際疾病, 障害及び死因統計分類」(ICD-10)に若干の修正, 細分を施し, 人口動態調査用として作成した死因簡単分類表のうち, 次に示す死因による死亡者数を掲載している。

#### 死因簡単分類コード

悪性新生物	02100
糖尿病	04100
高血圧性疾患	09100
心疾患(高血圧性を除く)	09200
脳血管疾患	09300
妊娠, 分娩及び産じょく	15000
自殺	20200
不慮の事故	20100

なお, このほか生活習慣病として上記(02100~09300)の合算値を掲載している。

複合死因の場合は, 死亡診断書の記載に基づいて原死因(直接死因を引き起こした一連の病的事象の起時点となった疾病又は損傷)を選択して分類することになっている。

### 9.2 死亡者数

届出に記載された住所地による区分の年間の計数である。

なお, 全国値には住所不詳が含まれている。

**10 妊産婦・乳児の健康**

死産数  
 死産数（妊娠満22週以後）  
 早期新生児死亡数  
 周産期死亡数  
 新生児死亡数  
 乳児死亡数  
 2,500g未満の出生数  
 妊娠、分娩及び産じょくによる死亡数  
 （産科的破傷風を含まない）

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

**調査概要** Aの2（444ページ）を参照

**10.1 死産数**

妊娠満12週以後の死児の出産をいい、死児とは出産後において心臓はく動、随意筋の運動及び呼吸のいずれもが認められないものをいう。本書では、自然死産数と人工死産数の合計である。

**10.2 死産数（妊娠満22週以後）**

死産のうち妊娠満22週以後の死産をいう。

**10.3 早期新生児死亡数**

生後1週未満の死亡をいう。

**10.4 周産期死亡数**

死産（妊娠満22週以後）と早期新生児死亡を合わせたものをいう。

**10.5 新生児死亡数**

生後4週未満の死亡をいう。

**10.6 乳児死亡数**

生後1年未満の死亡をいう。

**10.7 2,500g未満の出生数**

体重が2,500g未満で出生した乳児の数である。

**10.8 妊娠、分娩及び産じょくによる死亡数（産科的破傷風を含まない）**

Iの9.1（494ページ）を参照

**11 保健活動**

保健師数  
 健康診断受診者数  
 生活習慣病  
 保健指導  
 歯科健診・保健指導延人員  
 妊産婦保健指導数  
 乳幼児保健指導数  
 食品衛生検査  
 食品衛生関係検査件数  
 食品営業施設数  
 食品営業施設処分件数

**資料源** 保健師数、食品営業施設数及び処分件数は、厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」、健康診断受診者数、保健指導及び食品衛生関係検査件数は、同部「地域保健・健康増進事業報告」

**調査概要** 「衛生行政報告例」は、Gの3（476ページ）を参照

「地域保健・健康増進事業報告」は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

なお、平成22年度の数値については、東日本大震災の影響のため、岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域の数値が含まれていない。

**11.1 保健師数**

保健師のうち、現に保健業務に従事している者の数であり、看護師、准看護師、助産師、保健師の免許を二つ以上持っていて現にそれぞれの業務に従事している場合は、主として従事しているものに計上された従業地別の数値である。

**11.2 健康診断受診者数**

保健所及び市町村が実施主体となって当該年度中に行った健康診断を受けた者の数である。

**11.3 保健指導**

歯科健診・保健指導延人員

保健所及び市町村が実施主体となって当該年度中に行った歯科健診・保健指導の延べ人員である。

#### 妊産婦保健指導数及び乳幼児保健指導数

妊産婦及び乳幼児について、保健所及び市町村が実施主体となって当該年度中に行った保健指導に関する実人員の合計である。

### 11.4 食品衛生検査

#### 食品衛生関係検査件数

この検査は、保健所で自らの調査・研究として行った試験調査のほか、住民、市町村等の行政機関、施設等から依頼を受けて検査を行ったものも含まれる。

食中毒、食品等検査から成り、それぞれ微生物学的検査、理化学的検査等から構成されている。

#### 食品営業施設数

食品衛生法に規定する営業の許可（都道府県知事又は政令指定都市の市長）を要するもの及び許可は要しないが食品衛生法による監視又は指導の対象となる食品関係営業施設の数である。

#### 食品営業施設処分件数

食品衛生法の規定により、都道府県知事等が行った営業許可取消命令、営業禁止命令、営業停止命令、改善命令、物品廃棄命令、その他（勧告による用途変更、始末書の提出等）の処分等の件数である。

### 12 有訴者、通院者数

有訴者数

有訴者率

通院者数

通院者率

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査結果」

**調査概要** 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とした調査である。

#### 12.1 有訴者数

世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけが等で自覚症状のある者をいう。

#### 12.2 有訴者率

人口千人当たりの有訴者数をいう。

#### 12.3 通院者数

世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけがで病院や診療所、あん摩・はり・きゅう・柔道整復師に通っている者をいう。

#### 12.4 通院者率

人口千人当たりの通院者数をいう。

### 13 児童・生徒の体位（男女別）

身長及び体重

小学校5年生（10歳）

中学校2年生（13歳）

高等学校2年生（16歳）

**資料源** 文部科学省生涯学習政策局「学校保健統計調査報告書」

**調査概要** 児童・生徒及び幼児（4歳以下を除く。）の発育・健康状態を明らかにするため、全国の国・公・私立の小・中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園のうちから抽出し、毎年4月から6月までに学校保健安全法に基づいて行われる健康診断の結果を取りまとめたものである。

#### 13.1 身長及び体重

各該当する計測値の合計を被計測者数で除して求めた平均値である。



## J 福祉・社会保障

### 1 生活保護

被保護実世帯数  
被保護実人員  
住宅扶助人員  
介護扶助人員  
教育扶助人員  
医療扶助人員  
被保護高齢者数

**資料源** 厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」,  
「被保護者全国一斉調査結果」

**調査概要** 「被保護者調査」は、厚生労働省が、生活保護法に基づく保護を受けている世帯及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とした調査である。

なお、平成22年度については、東日本大震災の影響のため、岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域を除いた数値である場合がある。

「被保護者全国一斉調査」は、生活保護を受けている世帯の保護の受給状況等について、7月31日現在で被保護世帯を対象として行う全数調査である。

なお、平成22年までの調査期日は、7月1日現在である。

#### <生活保護>

生活保護とは、生活保護法に基づいて国が生活に困窮する全ての国民に対し、困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的として、最低限度の生活需要の不足分を給付する制度である。

生活保護の給付は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度が定められているが、個人を単位として定めることもできる。

生活保護の扶助には、次の8種類がある。

生活扶助……衣食、その他日常生活に必要な金銭（現物）の給付を行う。

教育扶助……義務教育を受けるために必要な金銭（現物）の給付を行う。

住宅扶助……居住に必要な金銭（現物）の給付を行う。

医療扶助……治療を受けるに必要な金銭（現物）の給付を行う。

介護扶助……介護に必要な金銭（現物）の給付を行う。

出産扶助……出産に必要な金銭（現物）の給付を行う。

生業扶助……生業、あるいは就労に必要な金銭（現物）の給付を行う。

葬祭扶助……葬祭のために必要な金銭（現物）の給付を行う。

これらの扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給して受けることができる。

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始される。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができる。

#### 1.1 被保護実世帯、実人員数

現に保護を受けた世帯、人員及び保護停止中の世帯、人員の計である。

現に保護を受けた世帯、人員は、保護給付を併給されていても1人として数えられている。

なお、月単位で把握された数の年度間月当たり平均値である。

#### 1.2 住宅扶助人員、介護扶助人員、教育扶助人員、医療扶助人員

被生活保護者のうち、住宅扶助、介護扶助、教育扶助又は医療扶助を受けた人員で、月単位で把握された数の年度間月当たり平均値である。当該扶助を月中に1日でも受ければ、1人として計上され、各種の扶助を併せて受ければ、それぞれの扶助に重複して計上さ

れている。

### 1.3 被保護高齢者数

生活保護法による被保護者のうち、65歳以上の者の数である。

## 2 身体障害者手帳交付数 知的障害者療育手帳交付数

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

**調査概要** 厚生労働省が、社会福祉関係諸法規の施行に伴う都道府県・政令指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運用のための基礎資料を得ることを目的として取りまとめたものである。

なお、平成22年度については、東日本大震災の影響のため、岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域を除いた数値である場合がある。

### 2.1 身体障害者手帳交付数

各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数である。紛失などによる再交付分は含まれていない。

「身体障害者手帳」とは、身体に障害のある者（本人が15歳未満の場合はその保護者）が都道府県知事の定める医師の診断書を添えて申請し、これに基づき居住地の都道府県知事が審査し、交付するものである。

### 2.2 知的障害者療育手帳交付数

各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数である。

「知的障害者療育手帳」とは、知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事及び政令指定都市の市長が交付するものである。

## 3 社会福祉施設数

保護施設（医療保護施設を除く）

老人福祉関係施設

介護老人福祉施設

老人ホーム

養護老人ホーム

軽費老人ホーム

有料老人ホーム

老人福祉センター

訪問介護事業所

児童福祉施設

（助産施設、保育所、児童館及び児童遊園を除く）

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」、介護老人福祉施設及び訪問介護事業所数は、同部「介護サービス施設・事業所調査報告」

**調査概要** 「社会福祉施設等調査」はEの1（463ページ）を参照

「介護サービス施設・事業所調査報告」はIの1（490ページ）を参照

### 3.1 保護施設（医療保護施設を除く）

生活保護法に基づき、保護を必要とする生活困窮者の福祉対策として設置されているもので、次の5種類がある。

これらの施設は、いずれも都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社に限って設置することができるものである。

救護施設……身体上又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的としている。

更生施設……身体上又は精神上の理由により養護及び生活補導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的としている。

医療保護施設……医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的としている。

授産施設……身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会

及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的としている。

宿所提供施設……住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的としている。

施設数は、いずれも調査日現在で現に活動中のものの数であり、休止中の施設、国立の施設は含まれていない。

平成23年までは、医療保護施設を含んでいる。

### 3.2 老人福祉関係施設

#### 介護老人福祉施設

老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいう。

#### 老人ホーム

本書では、老人福祉法に基づいて設置された老人福祉施設のうち次の施設と介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の合計値を掲載している。

なお、休止中の施設は、ここには含まれない。

養護老人ホーム……65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅で養護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設である。

軽費老人ホーム……無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他生活上必要な便宜を供与する施設である。

有料老人ホーム……老人福祉法に基づく高齢者向けの生活施設で、老人を入所させて、生活サービスを提供することを目的とした施設で老人福祉施設でないものをいう。

平成25年から、有料老人ホームは「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」と「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住

宅であるもの）」の合算値である。

#### 老人福祉センター

老人福祉法に基づく施設で、無料又は低額な料金で老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としており、居住施設ではない。

### 3.3 訪問介護事業所

居宅サービス事業のうち、活動中の事業所で、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話をする事業所である。

### 3.4 児童福祉施設

児童福祉法に基づき設置されるもので、本書では、助産施設、保育所、児童館、児童遊園を除いた施設数の合算値を掲載している。

助産施設……保健上入院助産を受ける必要があるにもかかわらず、経済的理由により受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的としている。

乳児院……乳児を入院させて、これを養育し、併せて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的としている。

母子生活支援施設……配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としている。

児童養護施設……乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的としている。

児童自立支援施設……不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応

じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談、その他の援助を行うことを目的としている。

このほか、情緒障害児短期治療施設や児童家庭支援センターがあり、また、児童福祉法に基づき設置される児童福祉施設のうち、心身障害児を対象とした施設であり特別な医学的治療、機能訓練、生活指導を必要とする児童を収容又は通わせて援助することを目的とするものに以下のものがある。

知的障害児施設  
 知的障害児通園施設  
 盲児施設  
 ろうあ児施設  
 肢体不自由児施設  
 肢体不自由児通園施設  
 肢体不自由児養護施設  
 重症心身障害児施設  
 自閉症児施設  
 難聴幼児通園施設

#### 4 社会福祉施設従事者、定員、在所者数等

従事者

保護施設  
 老人福祉関係施設  
 介護老人福祉施設  
 養護老人ホーム  
 軽費老人ホーム  
 老人福祉センター  
 児童福祉施設（助産施設、保育所、児童館及び児童遊園を除く）

定員、在所者

保護施設  
 介護老人福祉施設  
 養護老人ホーム  
 軽費老人ホーム  
 有料老人ホーム

利用者

訪問介護事業所  
 通所介護事業所

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」、介護老人福祉施設、訪問介護事業所及び通所介護事業所は、同部「介護サービス施設・事業所調査報告」

**調査概要** 「社会福祉施設等調査」はEの1(463ページ)、「介護サービス施設・事業所調査」はIの1(490ページ)を参照

#### 4.1 従事者数

各施設の従事者数は、いずれも施設の設置基準・運営要領・国庫負担金交付基準などに関わりなく10月1日現在で把握しており、本書では常勤従事者数を掲載している。

#### 4.2 定員数

各施設の定員数は、いずれも予算上の定員や措置定員ではなく、許可等を受けた定員である。

各施設については、Jの3(498ページ)を参照

#### 4.3 在所者数

各施設の在所者数は、いずれも調査日現在その施設に在所している者が計上されている。

調査日現在にたまたま施設にいない一時不在者は含まれ、施設にはたまたまいても手続上退所になっている者や入所手続が終わっていない者などは含まれていない。

#### 4.4 利用者数

9月中に居宅サービス事業所の訪問介護サービス及び通所介護サービスを利用した者をいう。

#### 5 福祉活動従事者数

民生委員（児童委員）  
 母子自立支援員

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、同省雇用均等・児童家庭局「業務資料」

**調査概要** 「福祉行政報告例」は、Jの2(498ページ)を参照

「業務資料」は、厚生労働省が各都道府県の福祉事務所から報告を徴集して、年度末現在の

数値を取りまとめたものである。

### 5.1 民生委員（児童委員）

民生委員法及び児童福祉法に基づき、都道府県知事又は政令指定都市及び中核市の市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱した民生委員（児童委員）の数である。

民生委員（児童委員）の活動は、地域住民の福祉増進のための相談、指導など自主的活動や、福祉事務所等の関係行政機関への協力活動など広範囲に及んでいる。また、任期は3年とされているが、何らかの理由で欠員が出た場合は、新たに補欠が推薦され、その任期は前任者の残任期間とされている。

なお、民生委員（児童委員）の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事、市町村長の意見に基づいて定められている。

### 5.2 母子自立支援員

母子及び寡婦福祉法に基づく母子自立支援員をいう。支援員は、配偶者のない母子で現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導や、職業能力の向上及び求職活動の支援を行う者である。

## 6 福祉活動状況

民生委員（児童委員）相談・支援件数  
福祉事務所生活保護申請件数  
身体障害者更生相談所取扱実人員  
知的障害者更生相談所取扱実人員  
児童相談所受付件数

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

**調査概要** 「福祉行政報告例」は、Jの2（498ページ）を参照

### 6.1 民生委員（児童委員）相談・支援件数

民生委員法及び児童福祉法の規定に基づく民生委員（児童委員）が、地域住民の福祉増進のための介護保険、健康・保健医療、子育て、母子保健、子供の地域生活、子供の教育・学校生活、生活費、年金、保険、仕事等に関する相談・支援等の活動状況を合計した延

べ件数である。

### 6.2 福祉事務所生活保護申請件数

福祉事務所が生活保護法による保護開始の申請書を受け付けた件数である。

福祉事務所とは、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を始め、広く社会福祉に関する事務を行う総合的な社会福祉機関である。

### 6.3 身体障害者更生相談所取扱実人員

身体障害者更生相談所が身体障害者福祉法に基づき満18歳以上の身体障害者に対して行った福祉についての相談及び判定に関する取扱実人員である。

なお、訪問や判定の結果、身体障害者とされなかった者も含まれている。この実人員は、月ごとの数値を合計したものであり、身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法により、各都道府県が身体障害者の更生援護の利便のために必要な地に設置しなければならないとされている。

同相談所は、身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要に応じ補装具の処方及び適合判定を行うこととしている。

### 6.4 知的障害者更生相談所取扱実人員

知的障害者更生相談所が知的障害者福祉法に基づき知的障害者に対して行った福祉についての相談及び判定に関する取扱実人員で、巡回、訪問又は判定の結果、知的障害者でなかった者も含まれている。この実人員は、月ごとの数値の合計である。

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法の規定に基づき都道府県が設置する。同相談所は、知的障害者の福祉に関する問題について、家庭その他からの相談に応じ、18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれに付随して必要な指導を行うこととしている。

### 6.5 児童相談所受付件数

児童福祉法により設置された児童相談所が受け付けた相談件数のうち、当該年度中に判定会議等の結果、

相談種別を決定した件数である。

なお、相談内容が2種以上に該当するときは、主な内容の箇所にもみ計上し、同一ケースを2種以上重複計上はしない。

相談種別は次のとおりである。

- |        |          |
|--------|----------|
| ① 養護相談 | ② 保健相談   |
| ③ 障害相談 | ④ 非行相談   |
| ⑤ 育成相談 | ⑥ その他の相談 |

## 7 医療保険

国民医療費（総額）

1人当たりの国民医療費

国民健康保険

被保険者数

保険給付件数

保険医療費件数（診療費）

保険給付金額

保険医療費金額（診療費）

受診率

診療費

全国健康保険協会管掌健康保険

被保険者数

被扶養者数

保険給付件数（診療費）

保険給付金額（診療費）

受診率

被保険者数

被扶養者数

医療費

被保険者数

被扶養者数

**資料源** 国民医療費は厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」、国民健康保険は同省保険局「国民健康保険事業年報」、全国健康保険協会管掌健康保険は全国健康保険協会「事業年報」

**調査概要** 「国民医療費」は、医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したものである。

「国民健康保険事業年報」は、国民健康保険の事業状況を収録することを主な目的とし、国

民健康保険事業状況報告書（事業年報）及び国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）に基づいて編集したものである。

「事業年報」は、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の各制度の事業実績について、地方社会保険事務局から提出される事業状況報告書及び各年度の決算並びに厚生労働省保険局の資料に基づき取りまとめたものである。

### 7.1 国民医療費（総額）

一般診療医療費、歯科診療医療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費などの保険診療の対象となり得る治療費の合計である。

なお、評価療養、選定療養、不妊治療などの保険診療の対象とならない費用は含まない。

#### 1人当たりの国民医療費

国民医療費を当該年度の総人口で除した金額である。

### 7.2 国民健康保険被保険者数

国民健康保険は、原則として被用者保険等の適用者以外の国民全てを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うことを目的とする制度である。

保険者は、市町村（特別区を含む。）と市町村が行う国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときに限って都道府県知事の認可を受けて設立する国民健康保険組合である。

他の医療保険加入者や生活保護受給世帯を除く全ての人が被保険者となる。ここでは、保険者が市町村であるものについて取り上げている。

### 7.3 国民健康保険給付件数、保険給付金額

保険給付の種類は、保険事故によって異なり、疾病又は負傷に関しては療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特定療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに出産に関しては出産育児一時金の支給を、死亡に関しては葬祭費の支給（又

は葬祭の給付)を行っている。また、このほかに、出産手当金、傷病手当金等がある。

ここでは、療養諸費費用額のうち診療費に係る保険医療費件数及び保険医療費金額としている。

#### 7.4 国民健康保険受診率

国民健康保険の被保険者1,000人当たりの診療件数をいう。

#### 7.5 国民健康保険診療費

国民健康保険の被保険者1人当たりの診療費をいう。

#### 7.6 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者数、被扶養者数

健康保険とは、会社、工場、商店などの被用者を対象として、業務外の疾病、負傷、出産、死亡などが生じた場合、本人やその扶養者に対し、必要な保険給付を行うことを目的とする制度である。この健康保険の被保険者は、全国健康保険協会又は健康保険組合である。

健康保険組合は、1又は2以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主は、当該1又は2以上の適用事業所について、健康保険組合を設立することができる。

なお、組合員以外の被保険者の保険は全国健康保険協会が管掌している。

全国健康保険協会管掌健康保険被保険者とは、強制適用被保険者、任意適用被保険者及び任意継続被保険者を合計したものである。

被扶養者とは、被保険者に扶養されている者のことで、その者に保険事故が生じたとき、家族給付を受けることができる。

#### 7.7 全国健康保険協会管掌健康保険給付件数、保険給付金額

健康保険の保険給付の種類は次のとおりである。

区 分		給 付 の 種 類	
		被保険者	被扶養者
病気やけがをしたとき	被保険者証で治療を受けるとき	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 訪問看護療養費	家族療養費 家族訪問看護療養費
	立て替え払いのとき	療養費 高額療養費 高額介護合算療養費	家族療養費 高額療養費 高額介護合算療養費
	緊急時などに移送されたとき	移送費	家族移送費
	療養のため休んだとき	傷病手当金	
出産したとき		出産育児一時金 出産手当金	家族出産育児一時金
死亡したとき		埋葬料(費)	家族埋葬料
退職したあと(継続または一定期間の給付)		傷病手当金 出産手当金 出産育児一時金 埋葬料(費)	

ここでは、療養の給付のうち診療費に係る保険給付件数及び保険金額としている。

#### 7.8 全国健康保険協会管掌健康保険受診率

全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の1,000人当たり診療件数と全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者の1,000人当たり診療件数をいう。

なお、計算においては年度平均の被保険者数又は被扶養者数を用いており、それぞれ老人保健対象者を除くものである。

#### 7.9 全国健康保険協会管掌健康保険医療費

全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は被扶養者1人当たりの医療費をいう。

### 8 老人医療

1人当たり後期高齢者医療費

**資料源** 厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業年報」

**調査概要** 後期高齢者医療制度の事業状況を把握し、後期高齢者医療制度の健全な運営を図るための基礎資料とすることを目的とした報告である。

## 8.1 1人当たり後期高齢者医療費

後期高齢者医療費を当該年度の平均被保険者数で除した金額である。

### 9 年 金

国民年金被保険者数（第1号，第3号）

**資料源** 厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」

**調査概要** 厚生年金保険及び国民年金の事業状況を把握し，厚生年金保険及び国民年金制度の適正な運営を図るための基礎資料として利用することを目的とした報告である。

#### <国民年金>

国民年金制度は，農林漁家従事者，自営業者などを対象として，老齢，障害，死亡など所得能力の喪失に対して本人や遺族の生活の安定を図るために一定の年金給付を行うことを目的として，昭和36年4月に発足した制度である。

戦後の平均寿命の伸長により急速に高齢化が進んでいることから国民全体の公平性の確保を目的として，他の公的年金制度加入者をも含め，基本的に20歳以上60歳未満の国民を被保険者とする新制度が昭和61年4月から施行された。

また，給付面においては，新制度では基礎年金（老齢基礎年金，障害基礎年金，遺族基礎年金）の考え方を導入し，被用者年金制度を含めた公的年金制度の基礎的給付部分を一元化したものになっている。

#### 9.1 国民年金被保険者数（第1号，第3号）

被保険者は，20歳以上60歳未満を対象とし，次の4種類に分類される。

第1号被保険者…国民年金法第7条第1項第1号に規定する被保険者（農林漁家従事者，自営業者，学生等）

第2号被保険者…国民年金法第7条第1項第2号に規定する被保険者（厚生年金保険など被用者年金制度の加入者）

第3号被保険者…国民年金法第7条第1項第3号に

規定する被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）

任意加入被保険者…国民年金法附則第5条に基づく被保険者（60歳以上65歳未満の者，20歳以上65歳未満の外国在住の日本人等）

なお，本書では，第1号被保険者数及び第3号被保険者数を掲載している。

### 10 雇用保険

被保険者数

基本手当受給者実人員

基本手当支給額

労働被保険者数

受給者実人員

給付支給額

（日雇）

**資料源** 厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

**調査概要** 雇用保険法に基づく保険給付状況等について取りまとめたものである。

#### 10.1 被保険者数

雇用保険は，労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより，労働者の生活及び雇用の安定を図ることを主な目的とするもので，労働者が雇用される事業所は全て適用事業所（「船員保険」，「日雇保険」等を適用されているものは除く。）となる。ただし，農林水産の事業で政令に定めるものは，暫定的に任意適用事業とされる。

適用事業所に雇用される全ての労働者が被保険者となる。

#### 10.2 基本手当受給者実人員

雇用保険基本手当給付を受けた受給資格者の実数をいう。

#### 10.3 基本手当支給額

基本手当は，求職者給付のうち最も基本的なものであり，一般被保険者が失業した場合で，受給要件を満たしているときに支給される。

#### 10.4 労働被保険者数（日雇）

適用事業所に雇用される日雇労働者数（日々雇用さ



れる者及び30日以内の期間を定めて雇用される者)であり、安定所から交付される日雇労働被保険者手帳により推計したものである。

### 10.5 受給者実人員（日雇）

日雇労働被保険者が失業した場合に支給される日雇労働求職者給付金の受給資格者の実数をいう。

なお、全国値は確定値であるが、都道府県値は暫定値であるため、都道府県の合計は全国値と必ずしも一致しない。

### 10.6 給付支給額（日雇）

受給資格者に支給された日雇労働求職者給付金の普通給付金と特例給付金の合計である。

## 11 労働者災害補償保険

適用労働者数

保険給付件数

保険給付支給額

**資料源** 厚生労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

**調査概要** 労働者災害補償保険法による保険給付の対象となった年度間における労働災害の発生状況等について取りまとめたものである。

### 11.1 適用労働者数

労働者災害補償保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡について災害補償を行うことを目的とした社会保険制度で、政府が管掌している。

非現業の官公署、国の直営事業及び船員を除く労働者を雇用する事業場は適用事業場とされ、雇用される労働者は全て適用労働者となる。

なお、4人以下の労働者を雇用する非工業的事業場は、任意適用事業場とされている。

### 11.2 保険給付件数、保険給付支給額

保険給付には、業務災害に関するもの、通勤災害に関するもの、二次健康診断等がある。業務災害に対しては、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、傷病補償年金及び介護補償給

付が支給される。通勤災害に対しては、療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付、傷病年金、介護給付があり、支給事由、給付内容等は業務災害の場合と同様である。

本書では、業務災害の療養補償給付及び通勤災害の療養給付に係る保険給付件数及び保険給付支給額を掲載している。

## 12 労働災害

度数率

強度率

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「労働災害動向調査報告」

**調査概要** 主産業における事業所（現場部門）を対象に労働災害の発生状況について調査したものである。

### 12.1 度数率

100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数をもって、災害発生の頻度を表したものである。すなわち、調査対象期間中に発生した労働災害による死傷者数（100万倍された）を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除した数値で、その算式は次のとおりである。

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

なお、労働災害とは労働者が業務の遂行中、業務に起因して受けた負傷又は疾病（ただし、疾病はいわゆる災害性疾病に限り、業務上の疾病であっても食中毒、感染症及び疾病の発生が遅発生のものは除く。）及び死亡をいう。また、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除かれている。

### 12.2 強度率

1,000延べ実労働時間当たりの労働損失日数をもって、災害の重さの程度を表したものである。すなわち、調査対象期間中に発生した労働災害による（1,000倍された）労働損失日数を同じ期間中に危険にさらされた

全労働者の延べ実労働時間数で除した数値で、その算式は次のとおりである。

$$\text{強度率} = \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ労働時間数}} \times 1,000$$

「延べ労働損失日数」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数をいう。

なお、労働損失日数は、下記の基準により算出する。

- (1) 死亡……………7,500日
- (2) 永久全労働不能……………7,500日
- (3) 永久一部労働不能……身体障害等級別により  
50日～5,500日
- (4) 一時労働不能……………暦日の休業日数に300/365  
(うるう年は300/366)を  
乗じた日数

## 13 児童福祉

保育所入所待機児童数

地域子育て支援拠点事業実施箇所数

**資料源** 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「保育所入所待機児童数調査結果」, 「地域子育て支援拠点事業」

**調査概要** 「保育所入所待機児童数調査」は、保育所入所待機児童数を解消するため、保育サービスを受けられる体制を構築するための調査である。

「地域子育て支援拠点事業」は、児童福祉法に基づき、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とした事業である。

### 13.1 保育所入所待機児童数

調査時点において、入所申込みが提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない者の数で

ある。

### 13.2 地域子育て支援拠点事業実施箇所数

地域子育て支援拠点事業として「ひろば型」, 「センター型」及び「児童館型」の3種類があり、本書では上記を合計した数値を掲載している。

なお、平成18年以前は地域子育て支援センター箇所数である。

## K 安 全

### 1 消防施設

消防本部・署数  
 消防団・分団数  
 消防ポンプ自動車等現有数  
 消防水利数  
 消防吏員数  
 消防団員数  
 消防関係人員数

資料源 総務省消防庁「消防年報」

調査概要 4月1日現在、年度間又は年間における消防職員数、消防吏員数、消防団員数、市町村消防費性質別決算額、消防機関の出動状況等の消防力の現況について集計した結果を取りまとめたものである。

#### 1.1 消防本部・署数

消防本部及び消防署とその出張所の合計である。

消防本部及び消防署は消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関で、消防本部が消防事務全体を統括する機関であるのに対し、消防署は火災の予防、警戒、鎮圧、その他災害の防除及び災害による被害の軽減の活動を第一線で行う機関である。

消防本部は、その性質上市町村の全域を管轄しているのに対し、消防署は、権限を行使できる範囲を明らかにしておく必要上、条例によりその管轄区域が定められている。

#### 1.2 消防団・分団数

消防団数と分団数の合計である。

消防団は、消防本部、消防署と並ぶ消防機関の一つであり、主として火災の警戒及び鎮圧、その他の災害の防除及び軽減の活動を行う。1市町村1団を原則として、大部分の市町村に設置され、その構成員は、地域住民の有志であり、日常各自の職業に従事しながら火災等の災害時に必要に応じて召集され、出動することを原則としている。

消防組織法第18条に基づき、消防団の設置、名称及び区域は市町村の条例で、また、その組織は市町村の規則でそれぞれ定めることになっている。消防団の組織には、通常、消防団本部、分団、部、班があり、必要に応じて常備部が置かれている。

#### 1.3 消防ポンプ自動車等現有数

消防本部、消防署及び消防団所有の消防自動車等で、次に掲げるものの総数である。

＜消防自動車等＞

普通消防ポンプ自動車（B－1級以上）

水槽付消防ポンプ自動車（B－1級以上）

はしご付消防ポンプ自動車

（ポンプ付でない車両を含む。）

屈折はしご付消防ポンプ自動車

（ポンプ付でない車両を含む。）

大型高所放水車

泡原液搬送車

化学消防自動車（泡消火型、粉末型）

指揮車

消防艇

林野火災工作車

電源・照明車

小型動力ポンプ（ポンプ付積載車、車両に積載していないもの、手引動力ポンプ）

ヘリコプター

その他の消防自動車（排煙車、破壊工作車等）

#### 1.4 消防水利数

消火栓、防火水槽、井戸及びその他を合計したものをいう。消火栓、防火水槽及び井戸は、公設のもの又は消防水利として現に指定されたもの（私設）で消防上使用可能なもの（故障等で一時的に使用不能なものも含む。）、その他とは河川・溝等、海・湖、プール等である。

ただし、消火栓については、公設消火栓、私設消火栓別にそれぞれ能力に関する基準が決められており、それを満たすものの合計数である。

なお、建物内の消火栓、スプリンクラー等は含まれ

ていない。

### 1.5 消防吏員数

消防職員は、消防本部、消防署等に勤務する職員で、「消防吏員」と「その他の職員」から成っている。

消防吏員は、主として消防活動に従事することに伴い、消防法上特別な権限（火災予防の措置命令、消防警戒区域の設定等）を有している。

その他の職員とは、消防本部、消防署等で勤務する者のうち消防吏員以外の者をいう。

### 1.6 消防団員数

日常は各自の職業に従事しながら、必要の都度に召集されて消防活動に従事する者の数である。

消防団員は、特別職の地方公務員で地方公務員法の適用を受けず、給与・勤務条件については市町村の条例で定められている。

消防団員は、「消防団員の階級準則」によって団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員の7階級に分けられている。

### 1.7 消防関係人員数

本書では、消防吏員数と消防団員数の合計値をもって消防関係人員として掲載している。

## 2 消防活動

消防機関出動回数

火災のための消防機関出動回数

資料源 総務省消防庁「消防年報」

調査概要 Kの1（507ページ）を参照

### 2.1 消防機関出動回数

消防本部及び消防署と消防団の出動回数を合計したものをいう。これは、当年中に消防吏員、団員が出動した救急業務を除く全ての出動に係る回数で、火災、救助活動、風水害等の災害、演習・訓練等、広報・指導、警防調査、火災調査、特別警戒、捜索、予防査察、誤報等、その他の出動回数の合計である。

出動回数は、1指令1回を原則としている。ただし、1指令で複数の任務を行った場合、主たる任務によって種別を判断している。

### 火災のための消防機関出動回数

建物火災、林野火災など全ての火災消火のための消防機関出動回数である。

誤報、誤認、いたずら等による出動、焼跡整理のための出動及び出火者が消防機関の到着前に消火した場合は除かれている。

## 3 火災及び被害

出火件数

建物火災出火件数

火災り災世帯数

火災死傷者数

建物火災損害額

資料源 総務省消防庁「火災年報」

調査概要 消防組織法第40条に基づく火災報告取扱要領により、市町村が作成し、都道府県知事を通じて報告された毎年1月から12月までの火災報告を集計したものである。

### 3.1 出火件数

全ての火災（建物、林野、車両、船舶、航空機及びその他（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等）の総件数をいう。

なお、火災が2種類以上にわたった場合は、焼き損害額の大きなものの種別の方に計上されている。

#### 建物火災出火件数

建物又はその収容物が焼損した火災件数であり、出火者が自分で消火した場合も、事後聞知として計上されている。

建物とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫、その他これらに類する施設をいう。

### 3.2 火災り災世帯数

被害の大小にかかわらず、焼損した建物（住宅又は併用住宅）に居住していた世帯の数をいう。り災の程度については、収容物を含む建物の評価額に対する火災損害額によって全損、半損、小損に区分されるが、

これら全てのり災世帯の合計である。

### 3.3 火災死傷者数

火災死傷者とは、「応急消火義務者」、「消防協力者」及び「その他」の死者と負傷者の合計を指す。また、全ての火災による死者及び負傷者のうち消防吏員及び消防団員の数を除いたものである。

### 3.4 建物火災損害額

火災損害とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、焼き損害、消火損害、爆発損害、人的損害（火災による死者及び負傷者）に区分される。焼き損害とは、火災によって焼けた物、熱によって破損した物等の損害をいい、消火損害とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、爆発損害とは、爆発現象の破壊作用により受けた焼き損害、消火損害以外の損害をいい、消火のために要した経費、焼跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害を除いたものである。

本書では、このうち建物火災に関する焼き損害と消火損害を損害額として掲載している。

損害額は、り災地における時価により算定した額である。

## 4 交通安全施設数

立体横断施設数  
横断歩道数  
信号機数

**資料源** 国土交通省道路局「道路統計年報」、内閣府政策統括官「交通安全白書（交通事故の状況及び交通安全施策の現況）」、警察庁交通局「業務資料」

**調査概要** 「道路統計年報」は、Hの15（486ページ）を参照

「交通事故の状況及び交通安全施策の現況」は、交通安全対策基本法第13条の規定に基づく、交通事故の状況、交通の安全に関する施策に係る計画及び交通の安全に関して講じた施策の概況に関する年次報告である。

### 4.1 立体横断施設数

一般国道、都道府県道及び市町村道に設置された横断歩道橋及び地下横断歩道の箇所数である。交通安全施設として立体的に、車道をまたいで両側の歩道をつなぐものを指し、鉄道・高速道路・川などをまたぐものは除かれている。

### 4.2 横断歩道数

一般国道、都道府県道、市町村道等に設置された横断歩道の本数である。

横断歩道とは、道路標識又は道路標示により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分である。

なお、平成15年度以降は、いわゆるスクランブル交差点において、斜めに道路を横断することができる標示の部分等は本数に計上されていない。また、平成22年度については、東日本大震災の影響のため、岩手県、宮城県及び福島県については、平成23年3月10日時点の数値である。

### 4.3 信号機数

一般国道、都道府県道、市町村道等に設置された信号機の数である。

この信号機数は、灯器数でなく、箇所数で計上されている。

信号機とは、電気により操作され、かつ、道路の交通に関し、灯火により交通整理等のための信号を表示する装置をいう。

なお、平成22年度については、東日本大震災の影響のため、岩手県、宮城県及び福島県については、平成23年3月10日時点の数値である。

## 5 交通事故・違反

交通事故発生件数

交通事故死傷者数

死者数

負傷者数

道路交通法違反検挙総件数（告知・送致）

**資料源** 警察庁交通局「交通統計結果」，「交通事故統計年報」，同庁刑事局「犯罪統計書」

**調査概要** 「交通統計」，「交通事故統計年報」は，全国で発生した交通事故を中心に，交通取締り，交通規制，運転免許等に関する統計を取りまとめたものである。

「犯罪統計書」は，犯罪統計規則に基づき，全国の都道府県警察本部から報告された資料により集計されたものである。

### 5.1 交通事故発生件数

交通事故とは，道路交通法に規定されている道路において，車両（自転車などの軽車両も含む。），路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故をいう。

したがって，踏切事故は計上されるが，その他の列車事故は計上されない。

また，物的損害のみの交通事故は発生件数には含まれない。

なお，多重事故は1件として計上されている。

### 5.2 交通事故死傷者数

交通事故による「交通事故死者数」と「交通事故負傷者数」の合計数であり，事故の発生地別に捉えた数値である。

なお，死傷者は次により区分されている。

死者……交通事故の発生後24時間以内に死亡した者をいう。

負傷者……交通事故によって傷害（重傷と軽傷）を負った者をいう。

なお，重傷とは，30日以上（医師の診断）の治療を要する者をいい，軽傷とは，30日未満（医師の診断）の治療を要する者をいう。

### 5.3 道路交通法違反検挙総件数（告知・送致）

道路交通法，道路運送車両法等の道路交通関係法令違反の検挙件数のうち，車両等の運転に関するものの反則事件告知件数と非反則事件送致件数を合計したものであり，発生地別に計上されている。

## 6 防犯

警察署・交番・駐在所数

警察官数

**資料源** 警察庁長官官房「業務資料」，総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」

**調査概要** 「地方公共団体定員管理調査」は，地方公共団体の職員数等について毎年4月1日現在で行う調査である。

### 6.1 警察署・交番・駐在所数

各都道府県警察本部が把握している毎年4月1日現在の数値を取りまとめたものである。

警察署は，都道府県警察本部の下部機関として，警察の業務を処理するために置かれる機関である。

交番及び駐在所は，警察署の下部機構として置かれる警察組織で，その制度は警察法によっている。

なお，平成21年までの数値には「その他の派出所」が含まれている。

### 6.2 警察官数

警察官は，警察法第2条に定める警察の責務を遂行するため，一定の職務権限を付与された一般職の国家公務員又は地方公務員である。

都道府県警察の職務を行う職員のうち，一般職に属する職員を警察職員という。

なお，警視正以上の階級にある警察官は，一般職の国家公務員とされるため本書では除いている。

<p><b>7 犯罪</b></p> <p>刑法犯認知件数</p> <p>凶悪犯認知件数</p> <p>粗暴犯認知件数</p> <p>窃盗犯認知件数</p> <p>風俗犯認知件数</p> <p>刑法犯検挙件数</p> <p>窃盗犯検挙件数</p> <p>少年刑法犯検挙人員</p> <p>少年窃盗犯検挙人員</p> <p>特別法犯送致件数</p> <p>覚せい剤取締送致件数</p>
---

資料源 警察庁刑事局「犯罪統計書」

調査概要 Kの5 (510ページ) を参照

**7.1 刑法犯認知件数**

刑法犯とは、「刑法」, 「爆発物取締罰則」, 「決闘罪ニ関スル件」, 「暴力行為等処罰ニ関スル法律」, 「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」, 「航空機の強取等の処罰に関する法律」, 「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」, 「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」, 「人質による強要行為等の処罰に関する法律」, 「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」, 「サリン等による人身被害の防止に関する法律」, 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律」, 「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

ただし、ここでいう刑法犯とは、刑法犯総数から道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷罪を除いた刑法犯であり、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した次の分類で計上している。

凶悪犯	{	殺	人
		強	盗
		放	火
		強	姦

粗暴犯	{	凶器準備集合	
		暴	行
		傷	害
		脅	迫

窃盗犯——窃 盗

知能犯	{	詐	欺
		横	領
		偽	造
		汚	職
		あつせん利得処罰法	

風俗犯	{	賭	博
		わいせつ	

その他——上記以外の罪種

認知件数とは、犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒によりその発生を警察において認知した件数である。

なお、この件数は、原則として被疑者の行為数によって計上され、一人数件又は数人数件の場合で一定の条件に該当するときは、包括1件とする等の計上方法をとっている。

**7.2 刑法犯検挙件数**

検挙件数とは、犯罪について被疑者を特定し、送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げた事件の数をいう。

なお、この件数には、刑法犯として認知され、既に統計上計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないこと、その他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件、処罰条件を欠くことが確認された「解決事件(件数)」を含んでいる。

### 7.3 少年刑法犯検挙人員

刑法犯検挙人員のうち、検挙時の年齢が14歳以上20歳未満の者の人員である。また、少年窃盗犯検挙人員とは、窃盗犯認知事件のうちの少年検挙人員である。

なお、刑法犯検挙人員とは、警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。ただし、この人員には、解決事件に係る被疑者は含まれていない。

### 7.4 特別法犯送致件数

特別法犯とは、刑法犯を除く全ての犯罪（条例に規定するものを含む。）をいう。

特別法犯送致件数とは、特別法犯において、警察で事件を送致・送付した事件の件数である。

#### 覚せい剤取締送致件数

特別法犯の中の覚せい剤取締法に規定する犯罪の送致件数である。

## 8 自然災害

### 災害被害額

**資料源** 総務省消防庁「消防白書」

**調査概要** 国民の生命、身体及び財産を災害等から守る消防防災活動について紹介するものである。

### 8.1 災害被害額

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他の異常な自然現象における被害額である。

## 9 不慮の事故

### 不慮の事故による死亡者数

**資料源** 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計結果」

**調査概要** Aの2（444ページ）を参照

### 9.1 不慮の事故による死亡者数

Iの9.1（494ページ）を参照

## 10 公害

公害苦情件数（典型7公害）

ばい煙発生施設数

一般粉じん発生施設数

水質汚濁防止法上の特定事業場数

**資料源** 公害等調整委員会「公害苦情調査結果報告書」、環境省水・大気環境局「大気汚染防止法施行状況」、「水質汚濁防止法等の施行状況」

**調査概要** 「公害苦情調査結果報告書」は、全国の地方公共団体が住民の求めに応じて、公害苦情を処理するために、各都道府県及び市区町村に設けている「公害苦情相談窓口」へ寄せられた苦情の件数を取りまとめたものである。

なお、平成22年度については、東日本大震災の影響のため、青森県、岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域を除いた数値である。

「大気汚染防止法施行状況」は、大気汚染防止法に基づき届出されたばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設等に係る大気汚染防止法の施行状況を取りまとめたものである。

「水質汚濁防止法等の施行状況」は、水環境行政の円滑な推進に資するため、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の各規定の施行状況について取りまとめたものである。

### 10.1 公害苦情件数（典型7公害）

典型7公害とは、環境基本法第2条第3項に定める公害であり、事業活動等に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭により健康や生活環境に係る被害が生じることをいう。

### 10.2 ばい煙発生施設数

年度末現在の大気汚染防止法届出ばい煙発生施設、電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス事業法に係るばい煙発生施設及び鉱山保安法に係るばい煙発生施設数の合計である。



### 10.3 一般粉じん発生施設数

年度末現在の大气污染防治法届出一般粉じん発生施設数、電気事業法に係る一般粉じん発生施設数、ガス事業法に係る一般粉じん発生施設数及び鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設数の合計である。

### 10.4 水質汚濁防止法上の特定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場の数である。

## 11 生命保険

民間生命保険

保有契約件数

保有契約保険金額

**資料源** 一般社団法人生命保険協会「生命保険事業概況」

**調査概要** 民間生命保険会社から年度間に扱った個人保険・団体保険についての報告を取りまとめたものである。

#### 11.1 民間生命保険

保険業法に基づいて、内閣総理大臣の免許を受けた生命保険会社における個人保険及び団体保険である。

保有契約件数は、被保険者で捉えている。都道府県別の数値は、原則として個人契約については被保険者の住所地で捉え、団体契約については契約団体の所在地によって注意を要する。

保有契約保険金額は、基本保険金額で計上され、年金保険、財形保険、附帯特約等は含まれていない。

平成19年から株式会社かんぽ生命保険の契約に係る分も含まれている。

## 12 損害保険

火災保険（住宅物件・一般物件）

新契約件数

保険金支払件数

保険金支払金額

自動車損害賠償責任保険（強制）

保険金支払件数

保険金支払金額

自動車保険（任意）

保険金支払件数

保険金支払金額

普及率（車両、対人、対物）

**資料源** 損害保険料率算出機構「損害保険料率算出機構統計集」

**調査概要** 全損害保険会社（自動車保険は外国保険会社を含む。）が年度間に取り扱った保険について取りまとめたものである。

#### 12.1 火災保険（住宅物件・一般物件）

住宅物件・一般物件に係る住宅火災保険、普通火災保険及び総合保険の合計である。

ここでは、各種月掛保険及び長期総合保険は含まれていない。

団体保険契約の場合の都道府県区分は、契約団体の所在地により集計されている。

なお、新契約件数の全国値には分類不能が含まれているので、都道府県の合計とは必ずしも一致しない。

#### 12.2 自動車損害賠償責任保険（強制）

自動車損害賠償保障法によって、自動車を保有している人全てに契約を義務付けられている保険（原動機付自転車を含む。）で、自動車の運行中に、他人を死傷させたときの賠償損害のみを補償する保険である。

都道府県別の数値には離島分（沖縄県を除く。）が含まれていないので、この合計値と全国値は一致しない。

#### 12.3 自動車保険（任意）

自賠責保険では補償されない損害を補償するための保険である。保険の種類には、自賠責保険の上乗せ契約としての対人賠償保険、単身事故を補償し、対人賠

償保険に自動附帯される自損事故保険，無保険車障害保険，対物損害を補償する対物賠償保険，自分の車の損害を補償する車両保険，搭乗者の損害を補償する搭乗者傷害保険及び自動車事故で死傷した場合に，自己の過失による損害を含めて補償する人身傷害補償保険がある。

#### 自動車保険（任意）普及率

保険付保有台数を保有自動車台数で除したものである。保険付保有台数とは，毎年3月末現在の有効契約台数である。

## L 家 計

### 1 二人以上の世帯のうち勤労者世帯の家計収入

実収入

勤め先収入

世帯主収入

世帯主の配偶者の収入

他の経常収入

実収入以外の受取

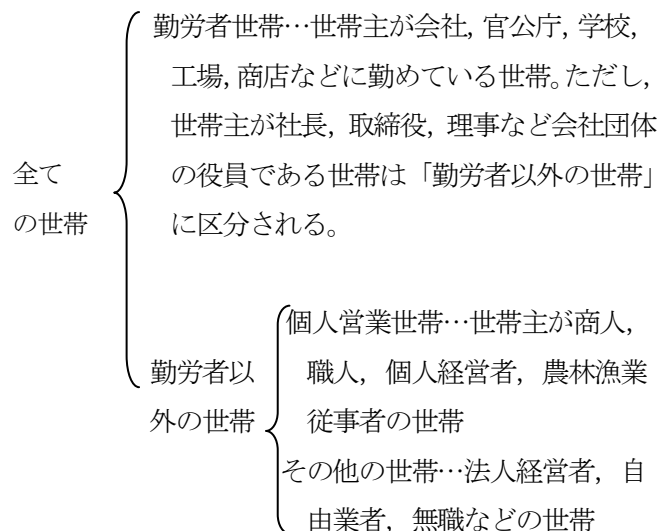
預貯金引出

可処分所得

**資料源** 総務省統計局「家計調査結果《家計収支編（二人以上の世帯）》」

**調査概要** 学生の単身世帯を除く全国の世帯を対象とし，全国から約9,000世帯を抽出し，毎月の収入・支出，年間収入，貯蓄・負債の保有状況，世帯・世帯員及び住居に関する事項について調査している。

調査世帯は，世帯主（家計費に充てるための収入を得ている人。）の職業により，次のように区分している。



これらの世帯区分のうち，勤労者世帯及び無職世帯は，家計の収入と支出を，勤労者以外の世帯（無職世帯を除く。）は支出のみを，それ

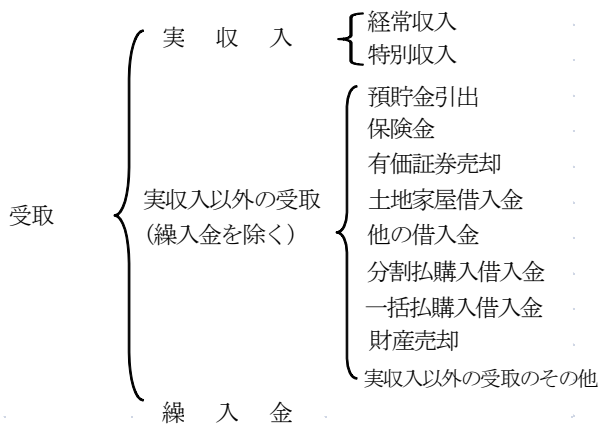
ぞれ調査している。

なお、本書に掲載した数値は、二人以上の世帯の都道府県庁所在市の結果である。

また、平成19年までは、二人以上の世帯のうち農林漁家世帯を除く勤労者世帯の家計を掲載している。

### 1.1 二人以上の世帯の家計収入（勤労者世帯）

家計収入は次のように区分されている。



実収入以外の受取……言わば「見せかけの収入」で、預貯金引出、財産売却、保険取金、借入金など現金が手元に入る一方、資産の減少、負債の増加を生じるものである。分割払いや一括払いでの購入額も、その購入額が負債の増加としてここに含まれる。

### 1.2 実収入、世帯主収入、世帯主の配偶者の収入及び他の經常収入

実収入は、いわゆる税込み収入で、勤め先収入、事業・内職収入、他の經常収入などの經常収入と、受贈金などの特別収入とから成る。このうち、勤め先収入は、世帯員（世帯主を含む。）が勤め先から報酬として受けた諸手当を含む一切の収入で、世帯主収入、世帯主の配偶者の収入及び他の世帯員収入に分けられる。他の經常収入は、勤め先収入、事業・内職収入及び農林漁業収入以外の經常収入で、財産収入、社会保障給付、仕送り金に分けられる。

### 1.3 可処分所得

実収入から税金や社会保険料（公的年金の保険料や健康保険料）などの非消費支出を差し引いた額で、い

わゆる手取り収入をいう。

## 2 二人以上の世帯の家計支出

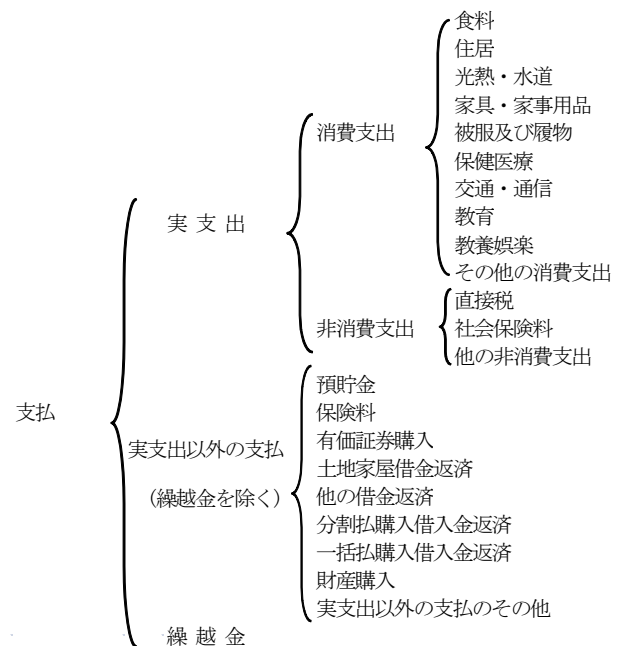
- 実支出
  - 消費支出
    - 食料
    - 住居
    - 光熱・水道
    - 家具・家事用品
    - 被服及び履物
    - 保健医療
    - 交通・通信
    - 教育
    - 教養娯楽
    - その他の消費支出
  - 実支出以外の支払（勤労者世帯）
    - 預貯金
    - 保険料
    - 土地家屋借金返済
- 平均消費性向（勤労者世帯）

資料源 総務省統計局「家計調査結果《家計収支編（二人以上の世帯）》」

調査概要 Lの1（514ページ）を参照

### 2.1 二人以上の世帯の家計支出

家計支出は、次のように区分されている。



実支出……消費支出と非消費支出を合計した支出である。

非消費支出……税金，社会保険料（公的年金の保険料や健康保険料）など世帯の自由にならない支出である。

なお，家計支出には現物（受贈品，自家産）支出は計上されていない。

## 2.2 消費支出

消費支出は，いわゆる生活費のことで，食料，衣料，電気，ガスなど日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った額をいう。

消費支出は，費目別に次のように区分されている。

なお，ここでは品目分類ではなく，用途分類の結果を用いている。

食料費……穀類，魚介類，肉類，乳卵類，野菜・海藻，果物，油脂・調味料，菓子類，調理食品，飲料，酒類，外食，賄い費

住居費……家賃地代，設備修繕・維持費（居住面積が増えるようなものは含まない。）

光熱・水道費……電気代，ガス代，他の光熱費及び上下水道料

家具・家事用品費……家庭用耐久財（家事用耐久財，冷暖房用器具及び一般家具），室内装備・装飾品，寝具類，家事雑貨，家事用消耗品，家事サービス（家事代行料，清掃代など）

被服及び履物費……被服費，履物費，被服関連サービス代（仕立代，洗濯代，修理代など）

保健医療費……医薬品，健康保持用摂取品，保健医療用品・器具，保健医療サービス

交通・通信費……交通，自動車購入・維持費，通信教育費……授業料等，教科書・学習参考教材，補習教育

教養娯楽費……教養娯楽用耐久財，教養娯楽用品，書籍・他の印刷物，教養娯楽サービス

その他の消費支出……諸雑費，こづかい（使途不明），交際費，仕送り金

なお，贈答品のための支出については，食料品であ

っても「その他の消費支出（交際費）」に計上される。

## 2.3 平均消費性向

可処分所得に対する消費支出の割合をいう。

### 3 世帯の資産（二人以上の世帯）

貯蓄現在高

預貯金現在高

生命保険現在高

有価証券現在高

負債現在高

住宅・土地のための負債

耐久消費財所有数量

電子レンジ（電子オープンレンジを含む）

ルームエアコン

タブレット端末

ピアノ・電子ピアノ

自動車

スマートフォン

パソコン

資料源 総務省統計局「全国消費実態調査結果」

調査概要 全国の全ての世帯のうち約6万世帯を対象とし，二人以上の世帯と単身世帯とに分けて家計の収支及び貯蓄・負債，耐久消費財，住宅・宅地などの家計資産について5年ごとに調査している。

なお，世帯主が料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯，下宿屋又は賄い付の同居人のいる世帯，住み込み雇用者が4人以上いる世帯，外国人世帯及び単身世帯の一部（学生など）は除かれている。

本書では，単身世帯を除いた二人以上の世帯の結果を掲載している。

### 3.1 貯蓄現在高

「貯蓄」の範囲に含まれる種類とその捉え方は，次のようになっている。

- (1) 郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金（要求払いの通貨性預金と定期性預金）の残高
- (2) 生命保険（生命保険会社のほか，農業協同組合，

郵便局で扱っている年金保険、養老保険なども含まれている。ただし、掛け捨ての生命保険や損害保険は貯蓄として扱われていない。)への積立掛金の総額

- (3) 貸付信託・金銭信託, 債券(国債, 地方債)の額面での保有総額及び株式・投資信託, 公社債投資信託(公社・公団債, 社債など各種の債券)の時価評価した保有総額
- (4) 銀行の「金投資口座」, 証券会社の「金貯蓄口座」など金の現物取引
- (5) 社内預金・その他(勤務先での社内預金, 勤務先の互助会などへの預貯金)の残高, 掛金の総額など

したがって, 手持ち現金, 貸金, 土地・家屋などの実物資産は計上されていない。また, マイナスの貯蓄としての負債も含まれていない。

なお, 家計に属する貯蓄だけでなく個人営業用の資金も含まれている。

### 3.2 負債現在高

住宅を購入, 新築又は改築したり, 土地を購入するための借金, 割賦販売店などへの月賦・年賦未払残高及び各種金融機関, 勤め先, 親戚・知人などからの借入金残高の合計額である。

なお, 家計に属する負債だけではなく個人営業用分も含まれている。

### 3.3 耐久消費財所有数量

営業用, 借り物, 預り物, 使用に耐えないものは所有しているとみなされていない。

本書に掲載した品目は, 資産性の高いものという観点のほか, 全国的に普及しているという地域性を考慮して選定した。

## M 生活時間

### 1 行動の種類別平均時間(週全体平均時間)

- 1次活動
- 2次活動
  - 仕事(有業者)
- 3次活動
  - 趣味・娯楽
  - テレビ・ラジオ・新聞・雑誌

資料源 総務省統計局「社会生活基本調査報告」

調査概要 Gの5(477ページ)を参照

### 1.1 生活行動の分類

行動の種類は次のように区分している。

**1次活動**……人間が生きていく上で生理的に必要な活動

- ・ 睡眠
- ・ 身の回りの用事
- ・ 食事

**2次活動**……各個人が家庭や社会の一員として行う義務的な活動

- ・ 通勤・通学
- ・ 仕事(収入を伴う仕事)
- ・ 学業(学生が学校の授業やそれに関連して行う学習活動)
- ・ 家事
- ・ 介護・看護
- ・ 育児
- ・ 買い物

**3次活動**……各個人の自由裁量時間に行う(いわゆる余暇活動)活動

- ・ 移動(通勤・通学を除く)
- ・ テレビ・ラジオ・新聞・雑誌
- ・ 休養・くつろぎ
- ・ 学習・自己啓発・訓練(学業以外)
- ・ 趣味・娯楽
- ・ スポーツ

- ・ ボランティア活動・社会参加活動
- ・ 交際・付き合い
- ・ 受診・療養
- ・ その他

なお、同時に2種類以上の行動をした場合は、そのうちの主なもの一つだけが把握されている。例えば、「睡眠」や「仕事」など、専ら1種類の行動をしている場合と違って、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」などのように他の行動と同時に進行されることが多いものは、その分だけ時間数が短くなる。

**仕事**……収入を伴う仕事をいい、自家営業の手伝い、内職及びたまたま仕事をした場合も含まれる。休憩時間などで仕事をしない時間は含まない。

**趣味・娯楽**……華道、麻雀、映画・スポーツ等の観覧・鑑賞、庭いじり、ペット等の飼育をいう。

**テレビ・ラジオ・新聞・雑誌**……テレビ、ラジオ、新聞、雑誌による学習・研究は、「学習・自己啓発・訓練（学業以外）」に含めている。

## 1.2 平均時間数

平均時間数には、曜日別平均時間と週全体平均時間がある。曜日別平均時間は、調査の曜日ごとに平均値を算出したものであり、「平日」、「土曜日」、「日曜日」がある。

なお、平日平均は、次の式により算出している。

平日平均時間＝

(月曜日の平均時間＋……＋金曜日の平均時間) ÷ 5

週全体平均時間は、曜日別結果の平均として次の式により算出している。

週全体平均時間＝

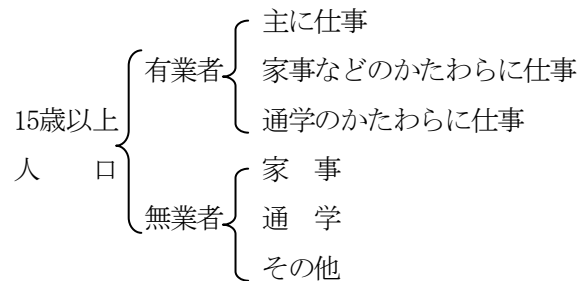
(月曜日の平均時間＋……＋日曜日の平均時間) ÷ 7

本書ではこのうち、週全体平均時間を「平均時間」として掲載している。

また、平均時間には、15歳以上人口を分母とした総平均と、行動者数を分母とした行動者平均があり、本書では15歳以上人口を分母とした平均時間（総平均）を掲載している。

## 1.3 有業者・無業者

15歳以上の人について、ふだん仕事をしているか否かによって、次のように区分している。



有業者……ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている者。家族従業者は、無給であってもふだん継続して仕事をしていれば有業者としている。

無業者……有業者以外の者をいう。